

資料2

平成 27 年第 2 回定例会 全員協議会 提出資料

- 1 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）《最終案》
- 2 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）《最終案》数値目標一覧
- 3 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案へのご意見と県の考え方

平成 27 年 11 月 24 日

戦 略 企 画 部

みえ県民力ビジョン
第二次行動計画
(仮称)
《最終案》

平成 27 年 11 月
三 重 県

第1編

基本的な考え方

目 次

第1編 基本的な考え方	1
第1章 第一次行動計画の総括と今後の課題	4
第2章 「新しい豊かさ」を享受できる三重づくり	17
第2編 政策体系	27
第1章 政策体系の概要	29
第1節 政策体系とは	29
第2節 政策体系の見直し	30
第3節 重点取組	31
第2章 政策の概要	33
第3章 施策の概要	41
第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	47
第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	97
第3節 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	149
第3編 計画の推進	189
第1章 行政運営の取組	191
第1節 施策の推進を支えるために	191
第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）	206
第2章 計画の進行管理	211
第1節 基本的な考え方	211
第2節 県民の幸福実感の把握	212
第3節 行政経営資源の見通し	214

第1編 基本的な考え方

はじめに 第二次行動計画策定の趣旨

県では、平成24（2012）年4月に、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」を策定しました。そして、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するために、「みえ県民力ビジョン・行動計画」（以下「第一次行動計画」という。）＜平成24（2012）年度～平成27（2015）年度＞を策定し、さまざまな施策、事業等に取り組んできました。

「みえ県民力ビジョン」の次期行動計画（仮称、以下「第二次行動計画」という。）は、第一次行動計画の取組の成果と課題を検証するとともに、時代の環境の変化などを見極めつつ、「みえ県民力ビジョン」の掲げる、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」という基本理念を具体化するための取組を示す第二次行動計画です。

○ 計画期間

平成28（2016）年度から平成31（2019）年度までの4年間です。

○みえ県民力ビジョンと行動計画の関係

2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

おおむね10年先を見据えた計画（みえ県民力ビジョン）

第一次行動計画

第二次行動計画

※行動計画の進行管理は、
毎年度策定する経営方針と
みえ成果向上サイクルによっ
て行います。



（単年度の経営方針）

第1章 第一次行動計画の総括と今後の課題

1 第一次行動計画を振り返って

「第三の分水嶺」とも言うべき大きな時代の転換期に、県自らの変革を進める中で、県民の皆さんにもアクティブ・シチズンとして積極的に社会に参画していただくことを呼びかけながら、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現をめざし、政策を推進してきました。

この4年間の中で、状況の変化や、成果と課題についてまとめると次のとおりです。

(伊勢志摩サミット)

平成28(2016)年に日本で開催される主要国首脳会議(サミット)について、平成26(2014)年夏から、官民一体となって誘致活動を展開しました。

これまでの誘致活動が実を結び、平成27(2015)年6月、伊勢志摩で開催されることが決定し、三重県に新たな歴史が刻まれることになりました。

この「伊勢志摩サミット」は、本県がその経験を経ることで、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、国内外の人びとに対する本県の知名度を向上させる絶好の機会であり、地域の総合力向上にもつながります。

「伊勢志摩サミット三重県民会議」を中心として、県内市町や企業、関係団体等と連携し、各国首脳をはじめ訪れた方々に日本人の精神性や豊かな伝統・文化、日本のふるさとの原風景とも言える美しい自然を感じていただけるよう、「開催支援」、「おもてなし」、「明日へつなぐ」、「三重の発信」の4つを柱に、全県的な取組を展開しています。

「開催支援」については、首脳会議が安全・安心に開催されるよう、関係機関がさまざまな状況を想定した訓練を展開し、対策の強化を図るとともに、宿泊予約センターの設置・運営、県産食材等の利用促進や配偶者プログラムの国への提案等に取り組んでいます。

「おもてなし」については、機運醸成に向けたサミットフォーラムの開催やカウントダウンボードの設置等を行うとともに、クリーンアップ活動や花いっぱいおもてなし運動の展開を検討しています。

「明日へつなぐ」取組については、高校生を対象にしたジュニアサミットの三重県開催が決定し、三重県ならではの歓迎・交流行事や県内高校生等との交

流を含む県内各地分散型の体験・交流の具体的なプランを国に提案するとともに、明日を担う世代の育成をめざし、県内の学校、民間団体等による国際理解・国際交流の取組を展開しています。

「三重の発信」については、県民会議のシンボルマークの制定や海外プレスツアーの展開、三重県情報館（仮称）設置の国への要望等、国内外への情報発信に取り組んでいます。

サミットの成功に向けて、県民会議を中心に、県内市町や企業、関係団体等と連携し、オール三重で一丸となって準備を一層加速させる必要があります。

また、サミットを一過性に終わらせる事なく、次世代にサミットの資産を遺せるよう、開催後の地域活性化につながる取組も進める必要があります。

(人口減少への対応)

人口減少問題がクローズアップされ、国・地方を挙げて地方創生に取り組むこととなったきっかけは、平成 26 (2014) 年に「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」から発表された平成 52 (2040) 年時点の将来推計人口でした。

三重県の総人口は、全国よりも 1 年早い平成 19 (2007) 年にピークを迎え、その後減少に転じており、このまま推移した場合、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成 72 (2060) 年には県内人口（平成 27 年 8 月現在 約 181 万人^{注)1)} が約 120 万人に減少することが見込まれています。

県では、子ども・家庭政策に関する計画に基づき、少子化対策に重点的に取り組むとともに、人口減少・高齢化が急速に進む県南部地域において、市町と連携し移住・定住の促進等の取組に注力するなど、国に先駆けて取り組んできましたが、人口減少に歯止めがかかっていません。

人口減少への対応は、三重の未来を決める重要な課題であり、中長期的な視点に立って、着実に対策を推進していかなければなりません。

本県の人口減少の課題に的確に対応し、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「希望がかない、選ばれる三重」の実現をめざし、自然減対策および社会減対策を両輪として取組をさらに加速させていく必要があります。

(少子化対策)

少子化の進展は、国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題であり、20年かけてようやく成果が出るといわれている少子化対策において、今、抜本的な対策の強化を行わなければ、手遅れになるという危機感がありました。

平成26(2014)年、国において地域少子化対策強化交付金が創設され、三重県では平成27(2015)年に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざしています。その中で、おおむね10年後の三重県の合計特殊出生率を、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準である1.8台に引き上げることを総合目標の一つとしています。

「子ども・思春期」から、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」というライフステージに「働き方」を加えた分野ごとにきめ細かな対策を展開し、児童生徒等を対象としたライフプラン教育の推進や、結婚を希望する人が結婚できるような地域社会づくりのため、出逢いの場の創出について支援しました。また、産みたい人が安心して産み育てられるよう不妊治療等への助成や、妊娠から出産・子育て期までの切れ目のない支援体制（三重県版ネウボラ）の構築を図るとともに、安心して子育てができるよう放課後児童対策の充実などに取り組みました。

今後も、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」等に基づき、各取組を着実に推進する必要があります。

(教育)

「全国学力・学習状況調査」では、小中学校の全ての教科で平成24(2012)年から4年連続して平均正答率が全国平均を下回っており、子どもたちの学力の定着や向上に課題が見られます。「みえスタディ・チェック」や「チェックシート」の活用等を図り、取り組んだ結果、平成27(2015)年度の調査では、10教科中9教科で全国の平均正答率との差が前回の調査より縮まり、小中学校とも改善の兆しがみられました。

体力についても、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で全国平均を下回る状況にあり、小中学校において、体力向上の目標設定や1学校1運動プロジェクトなど、子どもたちが運動やスポーツに親しみ、体力が向上するよう取組を推進しています。

また、いじめが深刻化する中、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期解決を図るため、

スクールカウンセラー等の効果的な活用や「学校いじめ防止方針」に基づいた組織的な取組を進める必要があります。

県内の大学進学者のうち8割が県外に進学し、県内大学卒業生の県内就職率が5割を下回るなど、大学進学時や就職時の転出超過が人口の社会減の大きな要因の一つとなっており、学びの選択肢の拡大や県内高等教育機関の魅力向上、若者の県内への就職を促進する必要があります。

こうした中、首長と教育委員会の連携強化等を趣旨とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、知事と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置し、教育施策大綱の策定に関する協議等を進めています。

知識基盤社会の一層の進展、人口減少の本格化といった時代潮流の中で、三重県が、希望に満ちた新しい社会の姿を描いていくためには、一人ひとりの能力を最大限に高め、未来への希望を育むとともに、自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わる人の数を増やしていくよう、教育の充実を図らなければなりません。

新しく策定する「三重県教育施策大綱」(仮称)をふまえ、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、「生き抜いていく力」の育成、「教育安心県」の実現など、6つの基本方針に基づく取組を進めていく必要があります。

(スポーツ・文化)

平成23(2011)年に「スポーツ基本法」が制定され、県でも、平成27(2015)年に、県民の皆さんのがスポーツの価値を広く享受し、「県民の力を結集した元気なみえ」をめざし、三重県スポーツ推進条例を施行しました。

こうした中、平成24(2012)年のロンドンオリンピック、パラリンピックにおいて、三重県出身選手の素晴らしい活躍が、三重県中、日本中、世界中の人がとに夢と勇気と感動を与えてくれました。また、平成26(2014)年、全国高等学校野球選手権大会で、三重県勢が59年ぶりに決勝へ進出し、準優勝の栄誉を勝ち取り、県民に多くの感動を与えてくれました。平成27(2015)年、和歌山県で開催された第70回国民体育大会において、三重県勢は13種目での優勝をはじめ入賞数は62件となり、男女総合成績(天皇杯)で27位の成績を残すなど、一昨年の41位、昨年の32位から上昇しました。また、第15回全国障害者スポーツ大会では、20個のメダルを獲得し、1名が大会新記録を樹立しました。

今後、平成30(2018)年に全国高等学校総合体育大会が三重県を中心とし

て、平成 32（2020）年に全国中学校体育大会が東海ブロックにおいて、さらに、平成 33（2021）年に国民体育大会および全国障害者スポーツ大会が県内で開催される予定であり、加えて、平成 32（2020）年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されています。このような大規模大会の開催は、本県スポーツの推進にまたとない好機であり、本県アスリートの育成、強化を図るとともに、市町等と連携して着実に開催準備を進め、地域の活性化につなげていく必要があります。

平成 26（2014）年4月に、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念とする三重県総合博物館（Mi e Mu）が開館し、入館者は 40 万人を超えた。

今後も、三重県の魅力向上に向けて、世界に誇る三重県特有の歴史・文化資源の情報発信等を行っていく必要があります。

（医療・介護・福祉）

県内では、地域における医師・看護師の不足・偏在により、診療科の中止や地域の救急医療を担う二次輪番制の維持が困難になるなど、地域医療に対する不安が高まっていました。

高齢化の一層の進展で高齢者の増加が見込まれるとともに、高齢者の単身世帯等も増加し、家族の介護力の低下が懸念されています。また、障がい者の自立と共生の社会づくりの実現に向けた取組も、まだまだ十分とは言えません。

全国的に児童虐待に係る死亡・重篤事例の発生が相次ぐ中、平成 24（2012）年、県内で 2 名の子どもの尊い命が奪われるという事案がありました。また、児童虐待や親の養育困難により、社会的養護が求められています。

県では、医師確保対策として医師修学資金制度の活用を促進するとともに、平成 24（2012）年、「三重県地域医療支援センター」を開設し、若手医師の県内定着や医師不足の地域偏在解消に取り組みました。また、看護学生に対する修学資金の貸与を行うなどして、看護師の確保も図りました。

介護については、施設サービスのニーズが高いことから、市町とも連携して、介護基盤の整備を進めました。障がい者の自立支援については、ハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、共同受注窓口の運営や社会的事業所の創設支援など多様な働き方を見据えた取組を進めました。

児童虐待防止については、児童相談センターにおける専門組織の設置や、一時保護など援助方針の判断の的確性を高めるためのアセスメントツールの開発など、痛ましい事案が二度と起こらないよう児童虐待防止に取り組みました。また、社会的養護を必要とする全ての子どもが家庭的な環境のもとで養育され

ることをめざし、平成 41（2029）年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合をおおむね 3 分の 1 ずつに変えていくことを目標に、里親の新規登録・委託の推進や施設の小規模グループケア化等に取り組んでいます。

医療や介護、福祉の取組については、市町や関係機関との連携をさらに深め、しっかりと取り組んでいく必要があります。県民の皆さんのが質の高い医療サービスを受けることができるよう、医師、看護職員等の確保や偏在解消などに取り組むとともに、高齢者や障がい者の方が地域で安心して暮らすことができるよう、介護、福祉分野における人材の育成・確保や施設整備を促進する必要があります。

また、児童虐待防止対策を強化するとともに、家庭養護の推進などを図る必要があります。

（暮らしの安全・安心）

暮らしの安全・安心を確保することは、「幸福実感日本一」の大前提ですが、その安全・安心を脅かす事案が発生しています。

平成 25（2013）年、米の産地偽装や食材の不適正表示など、三重県の食の信頼を損なう事案が発生しました。このため、監視指導や立入調査を行うなど、食の安全・安心に向けた取組を進めてきました。

平成 26（2014）年中の刑法犯認知件数は、平成になってから最少を記録して 17,550 件となりましたが、県民に強い不安を与える凶悪犯罪等が後を絶たないなど、体感治安が改善するには至っていません。また、ストーカー事案・配偶者暴力事案の認知件数が過去最多など極めて深刻な状況にあり、性犯罪・性暴力の被害者は、精神的なショック等から相談をためらうことが多くなっているため、被害者等の保護対策の強化を行うとともに、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置しました。

県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見ると減少傾向にあり、平成 25（2013）年には「飲酒運転 0（ゼロ）をめざす条例」を制定しました。しかし、平成 26（2014）年の交通事故死者数は 100 人を超えて、10 万人あたりの交通事故死者数は全国ワースト 3 位となりました。

生活環境保全上の支障等が生じている 4 つの産業廃棄物不適正処理事案において、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」による国の支援を受け、実施計画に基づく恒久対策に着手したところであり、引き続き取組を進める必要があります。

県民の皆さんのが安全・安心を実感できるよう、食の安全・安心の確保、犯罪抑止や被害者支援、交通安全対策を強化する必要があります。

(防災・減災)

平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災により、自然の脅威を見せつけて大規模災害への危機意識が高まりました。また、極めて広域にわたる強い揺れと巨大な津波を発生させる南海トラフ地震の近い将来の発生が高まっています。こうしたことから「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これに基づいて広域防災拠点の整備、「みえ防災・減災センター」の設立等に取り組みました。

近年、全国で局所的な集中豪雨が発生する中、大規模な風水害や土砂災害等により大きな被害が生じており、平成 23 (2011) 年に発生した台風 12 号は紀伊半島に記録的な豪雨をもたらし、本県と和歌山県、奈良県を中心に甚大な被害が発生したため、復旧・復興に向けた取組を懸命に進めてきました。また、県内には多数の土砂災害危険箇所があることから、県民の皆さんのが安全・安心に暮らせるようその指定に向けた取組を進めています。

紀伊半島大水害における山地災害等の被害の大きさから、森林の公益的機能の重要性を再認識し、社会全体で森林づくりを進めていくため、「みえ森と緑の県民税」を創設しました。

震災で芽生えた危機意識が低下しつつある中で、今後、「防災の日常化」の定着や、「自助」「共助」「公助」の取組継続・強化を図るとともに、おおむね 10 年先を見据えた防災・減災対策等の取組方針を示す「三重県国土強靭化地域計画」に基づき、災害に強い県土づくりを推進していく必要があります。

紀伊半島の緊急時の救助・救援、復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備については一定の進捗が図られましたが、いまだミッシングリンクが残っており、解消に向けた取組が求められます。

(雇用・産業振興)

我が国の雇用・経済は、平成 20 (2008) 年秋のリーマンショックによる厳しい状況から立ち直る途上で、東日本大震災の発生によりサプライチェーンの寸断や電力供給不足などの打撃を受け、再び大きく落ち込みました。県内においても、水産業で甚大な被害が発生したほか、企業の生産活動が低下しました。

その後も歴史的な円高水準やタイの大洪水、欧州債務・金融危機など、日本経済を取り巻く環境は厳しさを増し、本県雇用・経済の回復に向けた動きも大きく減速しました。

こうした中で、県では、国と連携し平成23（2011）年6月補正予算で緊急経済対策を実施するとともに、世界経済の変化に大きな影響を受けるという本県産業の課題を克服するため、みえ産業振興戦略を策定し、強じんで多様な産業構造の構築をめざし、ものづくり産業の振興や全国初となる「マイレージ制度」を取り入れた新たな企業投資促進制度による企業誘致の推進などに取り組みました。また、北米地域からアセアン諸国や欧州へとターゲットを徐々に拡大しながら、海外の地域との経済交流や県内中小企業の海外展開、農林水産物の輸出促進に取り組むなど、国際戦略を推進してきました。

県内の情勢を見ると、平成24（2012）年度の1人あたり県民所得は被災3県を除けば全国2番目の伸びとなりました。また、県内総生産は、平成24（2012）年度、25（2013）年度と2年連続して過去最高を更新し、平成26（2014）年の完全失業率は全国で2番目に低くなりました。

県の企業誘致により、国産初のジェット旅客機「MRJ」量産拠点の県内への整備が決定しました。平成27（2015）年11月には、「MRJ」の初飛行が成功したところであり、本県航空宇宙産業の発展に向けた大きな契機になると期待が寄せられています。

障がい者の自立に向けたチャレンジを支援するステップアップ・カフェCotti菜（こっちな）を県総合文化センター内にオープンさせるとともに、本県の障害者実雇用率の改善に向けて、国と連携し、県内企業へ積極的に働きかけを行いました。その結果、平成27（2015）年6月1日現在の三重県の民間企業の実雇用率は、大幅に向上しました。

県内の食関連産業の振興などを目的とし、ミラノ国際博覧会において、海外で初めて松阪牛と伊賀牛を同時に展出・提供するなど、海外の多くの方々に本県の豊かな食や食文化をアピールし、「みえの食」の魅力を印象付けました。

一方、アベノミクス「3本の矢」が順次実施され、円安の進行や株高により国内景気は回復の動きを見せてきたものの、消費税増税の影響による民間消費の伸び悩みや国際競争の激化、さらには、中国経済の減速による先行きの不透明感などから、本県産業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いており、県内の中小企業・小規模企業には景気回復の実感が伴っていません。

引き続き中小企業・小規模企業振興条例に基づく取組を強力に推進していくとともに、外部環境の変化にいち早く対応する中で、成長産業等への攻めの取組や国際展開を加速させる必要があります。また、若者の就労支援や多様な働

き方の促進など、誰もがいきいきと働ける環境整備を進める必要があります。

北勢・中勢バイパスの整備が一定進み、物流アクセスの向上につながりつつあります。今後、東海環状自動車道西回りや新名神高速道路の全線開通による立地優位性の向上をふまえ企業誘致を推進するなど、インフラ整備の進展に伴う効果を着実に県内産業の振興につなげていく必要があります。

(観光)

前回の式年遷宮のおかげ年となる平成6（1994）年に大きく伸びた観光レクリエーション入込客数は、不況や顧客のニーズの変化により、減少傾向にありました。

三重の認知度を高め、観光誘客や県内企業の販路拡大につなげていくため、平成23（2011）年に「三重県営業本部」を設置し、観光・県産品なども含めた総合的な三重の情報発信を行っています。

平成25（2013）年、「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を開催し、式年遷宮の斎行とあいまって、神宮の年間参拝者数は2年連続1千万人を突破し、三重県全体の入込客数も史上最高の4,079万9千人となりました。平成25（2013）年9月、「三重テラス」がオープンし、平成27（2015）年7月には来館者が100万人を超えるとともに、首都圏営業拠点として三重の魅力を発信しています。

平成26（2014）年、熊野古道が世界遺産に登録されて10周年を迎え、多彩な魅力を発信するキャンペーンの展開や、紀勢自動車道延伸など交通アクセスの向上の効果もあり、その来訪者数が過去最高となりました。

インバウンドについては、東アジア・東南アジア諸国を中心とした重点国・地域に忍者、海女、F1等の海外へ訴求性が強いクールジャパン資源を活用したプロモーションを実施しました。

こうした中で、県内延べ宿泊者数は増加し、外国人延べ宿泊者も平成26（2014）年には17万8千人を超えるなど、三重のさまざまな魅力が国内外に発信され、三重は大いに賑わいました。

引き続き、平成28（2016）年には「伊勢志摩サミット」、平成29（2017）年には「全国菓子博覧会」が開催され、三重県の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、新サービスの開発、販路開拓、マーケティング、人材の育成などを含めた観光の産業化に向けた取組を進める必要があります。

(農林水産業)

県内の農林水産業は、担い手の不足、農林水産物価格の低迷、野生鳥獣によ

る被害の発生など、依然として厳しい状況にあり、農林水産物の安定供給への支障や農林水産業の活力低下が危惧されています。こうした中、県では、生産体制や生産基盤の整備、多様な担い手の確保・育成を進めるとともに、みえファーディノベーションプロジェクトの推進や三重ブランドの認定など、新商品の開発や国内外への販路開拓支援などに取り組み、次代を担う大規模な経営体の育成や地域資源を活用した高付加価値化の成功例を創出してきました。また、6次産業化に取り組む若い担い手も育ってきており、新たな事業展開につながっています。

今後、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉の大筋合意による影響が懸念される中、農林水産物の高付加価値化や輸出促進など「もうかる農林水産業」の実現に向けた取組を加速することにより、農林漁業者が将来展望をもって経営を持続し、競争力を確保できるよう取り組む必要があります。

（市町との連携）

活力に満ちた地域社会の形成に向け、地域の特性や実情に応じた地域づくりを推進するため、住民に最も身近な自治体である市町と「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を設置して、さまざまな課題について協議しました。また、市町の課題について知事と市町長がオープンな場で議論する「1対1対談」を開催して、認識の共有と課題の解決に向けた議論を行いました。

過疎化・高齢化が進み、財政基盤も脆弱な市町が多い南部地域については、県が創設した南部地域活性化基金を活用し、若者の働く場の確保と定住の促進に向けて、複数市町の連携によるさまざまな取組が進みました。

今後、地方創生の推進に向けて、県と市町が両輪となり、相乗効果を發揮して、地域全体の魅力を高めていくことができるよう、市町と一層緊密な連携・協力を進める必要があります。

＜施策＞および「選択・集中プログラム」の達成状況

このように政策を推進した結果、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の＜施策＞および「選択・集中プログラム」の達成状況を進展度でまとめると次のとおりです。

（施策）

56の＜施策＞について、平成26（2014）年度の実績を数値目標で見ると、目標値を達成したものは、5割弱に止まりましたが、進展度で見ると、平成

26（2014）年度では、「進んだ」または「ある程度進んだ」と評価する施策は52施策となっており、おおむね順調に進んでいます。

一方で、教育・人づくり、医療、介護、子育ての分野について、取組は道半ばと考えています。

（選択・集中プログラム）

また、16の「選択・集中プログラム」について、「みえ県民力ビジョン」を推進するにあたり、特に注力すべき政策課題として取り上げ、「行動計画」の計画期間中に、課題解決や「協創」の取組を進めた結果、進展度で見ると、平成26（2014）年度では、すべてが「進んだ」または「ある程度進んだ」となっており、一定の課題解決につながっています。

緊急減災、道づくり、獣害対策、産業廃棄物の不適正処理是正、産業振興など喫緊の課題の解決に資するとともに、高等教育機関と地域との連携などで協創の新たな仕組みづくりが進むなどの成果がありました。

一方で、制度面では、4年間固定のプログラムであるという性格上、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、予算や人材の柔軟な重点配分を図ることが難しい側面がありました。

2 県民の意識から見た変化

県では、「みえ県民力ビジョン」の取組を推進する中で、平成23（2011）年度から、県民の皆さんのがごろ感じている幸福感や、16の政策分野ごとに設定した幸福実感指標に関する推移などを把握し、県政運営に活用するため、「みえ県民意識調査」を毎年実施してきました。

（幸福実感指標）

この4年間では、県民の皆さんのが生活の中で感じる、16の政策分野ごとの地域や社会の状況についての実感（幸福実感指標）について、第4回調査結果を第1回調査結果と比較すると、「実感している層」は16項目中14項目で高くなっています。最も割合が高くなかったのは「国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる」、次いで、「災害の危機への備えが進んでいる」、「道路や公共交通機関が整っている」、「県内の産業が活発である」などとなっており、経済および観光分野や防災分野など、これまで注力してきた取組において、「実感している」という層が増えています。その一方、「実感していない層」は、

「三重県産の農林水産物を買いたい」を除き15項目で低くなっています。

(幸福実感)

また、県民の皆さんの幸福実感について、いろいろなことが分かりました。

家族や結婚、子どもを持つことは、県民の幸福実感と密接な関連があることが分かりました。結婚し配偶者がいる方は、未婚の方より幸福感が高く、また、子どもの数が増えると幸福感が高くなる傾向があります。

就労や収入は県民の幸福実感に関連があり、必要な収入が得られる安定した就労に加え、ライフステージやそれぞれの希望や状況に応じた柔軟で多様な働き方が選択できることが望まれていると考えられます。

地域活動への参加度合や意欲が高まるにつれ、幸福感も高まる傾向があり、地域や社会とのつながりと幸福実感は密接に関連していると考えられます。

幸福感を判断する上で重視するものとして、第4回調査結果では、健康状況、家族関係、家計状況に次いで、精神的なゆとり、自由な時間が上位にきています。

しかしながら、県民の皆さんの状況をみると、

- ・20歳代の未婚者の9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答しているにもかかわらず、男性の生涯未婚率は16%を超えています。
- ・理想の子どもの数が2.5人に対して、実際の子どもの数は1.6人にとどまっています。
- ・専業主婦や高齢者の方々は収入にかかわらず高い就労意欲を持っていますが、現状は希望どおり就労できている状況ではありません。
- ・将来の地域社会を担う若い世代（20代～30代）において、日ごろの近所付き合いや地域活動への参加が減っています。
- ・仕事と生活の時間とのバランスに関して、週35時間以上働いている方の7割以上が、就業時間を短くしたいと希望しています。
- ・就労や収入、子育て、介護などに関する不安の声も、自由記述意見として多く寄せられ、日々の暮らしの中で、不安や問題を抱え、夢や希望を持つこと自体が難しい状況にある方もいると考えられます。

県民の皆さんの幸福実感をより高めていくためには、県民の皆さん的一人ひとりの暮らしにおける理想と現実のギャップをなくし、貧困や孤立の中で夢や希望を持つこと自体が難しい方は夢や希望が持てるよう、また、夢や希望の実現に向けてチャレンジしている方はその努力が報われるよう、環境整備などに取り組む必要があります。

3 第二次行動計画の基本的な考え方

この4年間を総括すると、幸福実感指標の推移等から見て、これまで注力してきた、観光、防災、インフラ整備、雇用・経済の分野については、一定の成果が出ており、引き続き、しっかり取り組んでいく必要があります。一方、教育・人づくり、医療、介護、子育ての分野については、県民の皆さんに政策推進の成果が届くよう、市町や関係機関との連携をさらに深め、危機感を持って取り組んでいく必要があります。

第二次行動計画の4年間においては、そのような検証結果や課題をふまえ、基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、政策展開の基本方向（三つの柱）である「守る」「創る」「拓く」を掲げて、引き続き政策を推進していきます。

一方で、人口減少や経済のグローバル化の流れはますます強まっており、三重県を取り巻く環境も厳しさを増しています。また、これまで以上に、自分らしい生き方や自己実現、家族の絆、地域のつながりが求められている時代であり、県民の皆さん一人ひとりの暮らしにおける理想と現実のギャップの解消が重要です。このため、「みえ県民力ビジョン」で掲げた「新しい豊かさ」を見つめ直し、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向けて、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進めていきます。

注1) 三重県「三重県月別人口調査（推計）」による

第2章 「新しい豊かさ」を享受できる三重づくり

「みえ県民力ビジョン」では、「新しい豊かさ」は、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや生活の質の向上を実感できる成熟社会にふさわしい豊かさであるととらえています。

第二次行動計画において4年間取り組んでいく上で、「新しい豊かさ」について、あらためて深く考え、三重らしさを生かした、三重だからこそ実現できる「新しい豊かさ」をめざしていくことが必要です。

1 「新しい豊かさ」について

(経済的な豊かさと精神的な豊かさ)

豊かさの概念は、時代や社会環境によって変化するもの、また個人によってとらえ方が異なるものであり、一律に定義することは難しいと考えていますが、時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」について、次のようにとらえています。

「経済的な豊かさ」は、それを測る代表的な指標は1人あたりGDPであり、所得や物・サービスの消費（フロー）、社会資本（ストック）なども含まれる、「物質的な豊かさ」に通じるものだと考えます。

「精神的な豊かさ」は、「こころの豊かさ」と同じ意味で使われることもありますが、個人の内面的な充足であって、例えば、自己実現や生きがい、自分らしさ、安心などにより得られるものだと考えます。

内閣府の「国民生活に関する世論調査」によれば、昭和50年代から徐々に、「物の豊かさ」より「心の豊かさ」を重視するようになってきたことがわかります。1960年代の高度経済成長が象徴するように、戦後、経済的な豊かさを追求してきた結果、多くの人が便利で快適な生活を送れるようになり、衣食住に関するニーズが満たされてきたことが背景にあるのではないでしょうか。

「経済的な豊かさ」は、人びとの暮らしを安定させる、いわばベースとなる豊かさだと考えます。

(社会のシステムやつながりの豊かさ)

そしてもう一つ、ベースとなる豊かさがあると考えています。

その中には、例えば、命や暮らしの安全・安心に関わるさまざまな社会のセーフティネットである社会保障制度や地域における相互扶助の活動があります。

また、さまざまな縛やつながり、ネットワーク、NPOやボランティアの活動、身近な自然やまち並み、景観なども含まれます。

そして、こうした活動や環境を支える、地域をよくするために夢や希望を持って主体的に行動する人びと（アクティブ・シチズン）の存在そのものがとても大切だと考えます。あわせて、個人がその能力を高め、自己実現を図るための機会としての教育やスポーツ、文化なども重要です。

これらは、「個人が社会に参画し、持てる能力を発揮しながら、よりいきいきと暮らすことを可能にする社会のさまざまなシステムやつながり、活動」であり、「精神的な豊かさ」を得る上で欠かせない大切なですが、これまで積極的に豊かさととらえられてこなかったと認識しています。地域が育んできたこれらの豊かさを総称して「社会のシステムやつながりの豊かさ」と呼ぶことにします。

2 豊かさの変遷と三重の関わり

(江戸時代までの変遷)

我が国では、近世に入るまでは、資源や生産技術が限られる中で、たびたび飢饉に見舞われたことなどもあり、食料を得ることが豊かさの象徴であったと思われます。

伊勢神宮が今の地に鎮座したのは、風光明媚、気候温暖で新鮮な海・山の幸に恵まれた豊かな国であったからだと言われています。日本書紀に「常世の浪の重浪帰する國」、「可怜し國」と記され、万葉集では「御食國」と詠われたように、日本人のこころのふるさと、憧れの地として、多くの来訪者を受け入れてきました。

江戸時代には、社会が長期的に安定し、貨幣経済の浸透や農業生産力の向上などが見られますが、大きく見るとやはり食が豊かさの中心にあったと思われます。一方、農民が暮らす村は、共同体として社会的弱者の救済や消防、教育、医療などの面で相互扶助機能を有し、家族や地域の絆・つながりがありました。しかし、身分や制度にも縛られ、人びとの自由な生き方は大きな制限を受け、現代における自分らしい生き方や自己実現といったことは、困難であったと思われます。

こうした中で、三重県では、全国から多くの人びとが、おかげ参りとして伊勢を訪れるようになりました。信仰の旅の中に「心の豊かさ」を求めるのではないでしょうか。また、このことで、人、モノ、情報の交流が活発になり、貨幣経済が発達したことなどから、伊勢商人が生まれ、今日に至る我が国の経済・産業・文化の振興に大きく寄与しています。

(明治から現代へ)

明治に入り、我が国は富国強兵を掲げ、近代産業の育成に力を入れましたが、これは国民の豊かさの向上のためというより、欧米列強に負けない富ん

だ国をつくることが目的でした。

その後、大正デモクラシーに象徴される民主主義的な動きがあったものの、昭和に入り、第二次世界大戦に向けた戦時体制の下では、国民の生活が犠牲となり、国民が豊かさを感じることは困難だったと思われます。

終戦後は、国民が一丸となって戦後の復興に取り組み、驚異的なスピードで経済成長を成し遂げ、多くの国民が「経済的な豊かさ」を享受できるようになりました。その一方で、それまでは当たり前の存在だと意識されていた、人と人、人と地域のつながりや、身近な自然環境、地域固有の文化や景観などは、豊かさとして認識されることではなく、「社会のシステムやつながりの豊かさ」は大きく低下していったと考えられます。

三重県では四日市公害が発生しましたが、公害による環境問題の改善に取り組んできた経験から、高い環境保全の技術が地域に蓄積され、こうした技術の海外移転を進めることで、豊かな地球環境の保全・創造に貢献してきました。産業活動と環境保全の両立とともに、精神的なものも含めた生活の豊かさを求める声が高まる契機となりました。

伊勢志摩サミットが開催される伊勢志摩国立公園は、戦後初めて指定された国立公園で、我が国の国立公園の中では定住人口が最も多く、人と自然との共生という理念を象徴する地域として、各国首脳をはじめ訪れる海外の方々には、美しい自然の中で豊かな精神性を感じていただけると考えます。

(近年から現在に至る)

21世紀に入って、グローバル競争が激化するとともに、人口減少や高齢化が急速に進み、右肩上がりの成長が見込めなくなる中で、リーマンショックに端を発する経済危機や東日本大震災をはじめとする大災害に直面しました。国内産業の空洞化や地方の活力低下が大きな問題となるとともに、国民の間で、家族や地域の絆の大切さが再認識される一方で、社会とのつながりが持てず、貧困や格差に苦しむ方が増えています。

「精神的な豊かさ」を求める傾向が一層強まっている一方で、「経済的な豊かさ」や「社会のシステムやつながりの豊かさ」についても実感できていないという状況にあると考えます。

(三重の地において)

こうした中、三重県では平成25(2013)年のご遷宮で、過去最高の1400万人の方が伊勢神宮を訪れました。日本の精神性の原点とも言える全てを受け入れる共存や共生と、1300年にわたる式年遷宮による常若の精神が、脈々と受け継がれているのではないでしょうか。そして、三重には、江戸時代に見返りを求めず旅人をもてなすおもてなしの精神で、おかげ参りを受け入れ

てきた土壤があります。

また、三重は、世界を視野に入れ活躍した人材を輩出するとともに、多様性に満ち、伝統や技術を受け継ぎながら時代の変化に対応し、三重ならではの豊かさを創造してきました。

そして、我が国における豊かさの変遷と三重の関わりを時代の大きな流れの中で見ると、三重は、その時々の豊かさを追い求める舞台の中心にいたと言えるのではないでしょうか。

三重の地には、多様な資源を活用し、豊かさを創造してきたDNAがあり、それは県民の中にも脈々と受け継がれています。こうした三重のDNAを再認識し、協創を進めることで実感できる、時代の分水嶺の先にある「新しい豊かさ」を追求すべきであり、三重こそがその地にふさわしいものと考えます。

3 「新しい豊かさ」を享受できる三重づくり

時代の分水嶺にあって、人口減少の一層の進展や価値観の多様化など県民の生活を取り巻く状況は大きく変化してきています。

また、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進める上で、アクティブ・シチズンの意義や「協創」の必要性は、ますます強まっていると考えます。

「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、こうした状況変化等をふまえ、脈々と受け継がれてきた三重のDNAを再認識し、多様な資源や特性を活用し、三重らしさを生かし、時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」を享受できる三重を創り上げる必要があります。

「精神的な豊かさ」は、個人レベルの豊かさであり、内面的、主観的なものであって、県民の皆さんの幸福実感と密接に関わっていると考えます。

一方、「経済的な豊かさ」と「社会のシステムやつながりの豊かさ」については、個人的ではなく社会全体としての豊かさであるととらえており、「精神的な豊かさ」を支える、ベースとなるものです。

「経済的な豊かさ」と「社会のシステムやつながりの豊かさ」をともに充足することで、人びとはより「精神的な豊かさ」を感じることができます。そして、例えば、自己実現の欲求が充足し、「精神的な豊かさ」を感じた個人は、活発な経済活動や積極的な社会参画への行動を起こすなど、「精神的な豊かさ」は、「経済的な豊かさ」や「社会のシステムやつながりの豊かさ」の向上にもよい影響を与えると考えます。

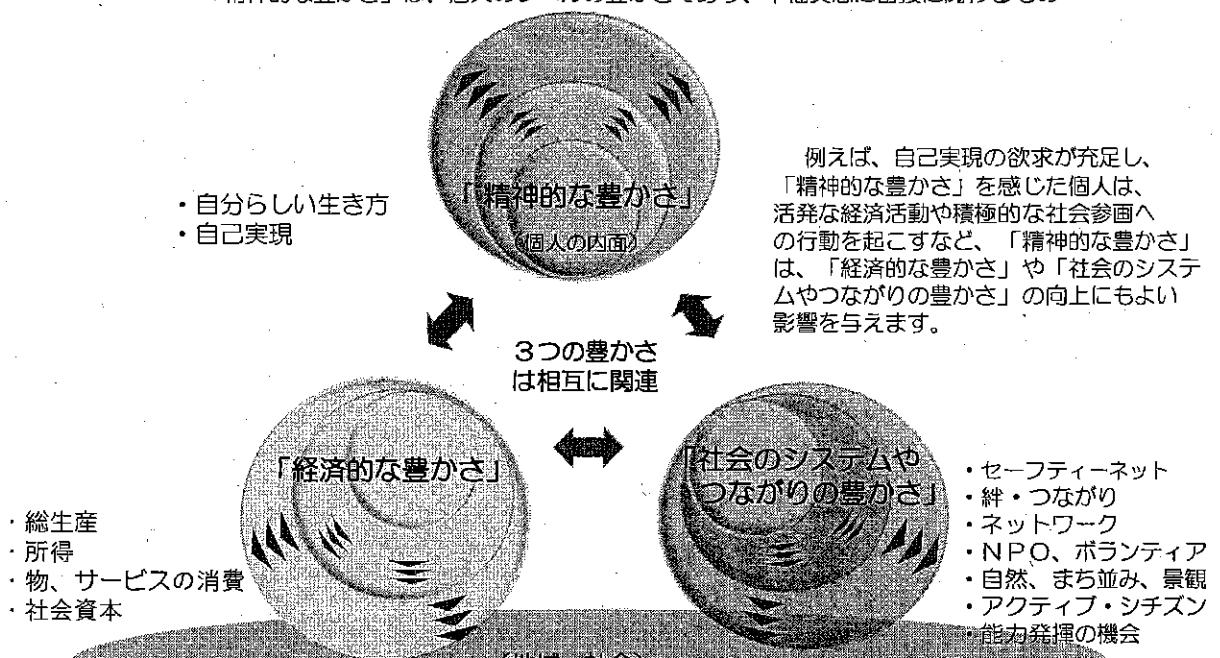
このように、3つの豊かさは、相互に関連し合っており、「幸福実感日本一」の三重をめざす上で、どれも欠くことのできないものです。

こうした考えのもと、豊かさを追い求めてきた先人のたゆまぬ努力と未来を拓く英知の上に今ある三重の資源や特性、三重県の強み・弱みなどの三重らしさを生かし、「経済的な豊かさ」と「精神的な豊かさ」、そしてこれまで積極的に豊かさととらえられてこなかった「社会のシステムやつながりの豊かさ」の3つの豊かさ全てを追求することで、人口減少や価値観の多様化などが進展する中でも、地域が持続的に活性化し、県民の皆さんのが夢や希望に向けて行動できる地域社会の基盤をつくりあげます。

これこそが、時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」であり、「経済的な豊かさ」「社会のシステムやつながりの豊かさ」「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで享受できる豊かさです。

「新しい豊かさ」は、
「経済的な豊かさ」、「社会のシステムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」
の3つの豊かさ全てを高めていくことで、享受できる豊かさです。

「精神的な豊かさ」は、個人のレベルの豊かさであり、幸福実感に密接に関わるもの



県民の皆さんのがこの「新しい豊かさ」を享受できるよう協創を進めることができ、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現につながると考えます。

そして、「新しい豊かさ」を享受できる時代の分水嶺の先のめざすべき三重の姿として、誰もがどこに住んでいても、次のような暮らしを営むことができる社会をイメージしています。

- ・将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができる。
- ・自分に合った暮らし方・自分らしい生き方を選択できる。
- ・ライフステージに応じて多様な働き方ができる。
- ・より高い目標に向けてチャレンジができ、失敗しても何度も挑戦できる。
- ・家族の絆や地域のつながりを感じ、支え合って暮らすことができる。
- ・美しい自然や多彩な文化などの魅力あふれる地域に、愛着や誇りを感じながら暮らすことができる。
- ・活力のあるさまざまな産業が発展する中で、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる。

4 県の施策展開

時代の分水嶺の先の「新しい豊かさ」は、「経済的な豊かさ」、「社会のシステムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで、享受できる豊かさと考えています。

「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに向けて、アクティブ・シチズンによる「協創」の一層の推進により、人口減少下でも地域の持続的な活性化を図り、県民の理想と現実のギャップを解消することで、希望が持て、希望がかなうように、以下の5つの視点（新しい豊かさの視点）から施策を開いていきます。

新しい豊かさの視点

視点① 社会全体の安全・安心のシステムの充実

(セーフティネット、インフラ)

- ・県民の命や暮らしの「安全・安心の確保」が不可欠です。
- ・医療や介護・福祉分野において、誰もが質の高いサービスを受けることができ、健康な暮らしを送るとともに、貧困や格差の解消につながるよう、セーフティネットの充実を図る必要があります。
- ・その際、生活不安への悩み等の県民の声に真摯に耳を傾け、「寄り添う」姿勢が大切です。
- ・道路、橋梁、水道、電力など生活の基盤を支えるインフラの整備・維持とともに、いつどこで起こるかわからない災害への備え・対策が必要です。

視点② 価値観の多様化への対応

- ・家族観や仕事観など、価値観が多様化する中で、自分にあった暮らし方が選択ができ、「自分らしい生き方」ができる環境づくりが必要です。
- ・ライフステージやライフシーンにおいて、自らの夢や希望に沿った道に進めることが大切であり、選択肢が十分でない分野では選択肢の拡充を、選択肢があっても選択できない環境にある場合には、選択できるようなサポートをしていく必要があります。
- ・例えば、仕事と子育て・介護の両立やリタイア後の再就職など暮らしにあった柔軟な働き方ができる環境整備が必要です。
- ・また、仕事と生活時間のバランスがとれた働き方が望されます。

視点③ 自己実現の後押し（個人の特性や能力の発揮のための環境づくり）

- ・夢や希望を持って自己実現や個人の能力・特性の発揮に向けてチャレンジでき、失敗しても何度も挑戦できる環境づくりが必要です。
- ・その際、子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず意欲や努力に応じて、また教育、文化、スポーツ、仕事などさまざまな分野で、チャレンジできる環境があることが重要です。
- ・世界での活躍や一流をめざすなどより高い目標を持って、チャレンジできる環境づくりは、子どもたちの大きな夢や希望につながります。
- ・子どもたちは、親にとってとても大切な存在であり、次代の社会を担う地域の希望でもあります。大人だけでなく、子どもたちが、未来に夢や希望を持ち、地域に愛着と誇りを感じながら、生きていくようにする必要があります。

視点④ 社会関係資本（人とのつながり・ネットワークなど）の充実・再生

- ・家族・友人等との絆や地域社会の中でさまざまな「つながり」・「ネットワーク」を持って、お互いに「支え合う」ことで、みんなが安心感のある暮らしができる社会づくりが必要です。
- ・例えば、結婚や子どもを持つという希望がかなえられるよう、社会全体でサポートしていくことが必要です。
- ・ひとり親家庭への支援や、里親委託等による子どもの家庭的な養護の推進、障がい者などの自立に向けた支援、外国人住民の地域参画へのサポートなどによって、さまざまな環境の中でも、安心感のある暮らしができることが大切です。

視点⑤ 地域の魅力の向上（多様な資源の活用や磨き上げ、情報発信）

- ・三重には、美しい自然、恵まれた食材や多彩な文化、伝統技術などさまざまな地域の資源や、ものづくりの高い産業集積、最先端技術などの大きな強みがあります。
- ・これらの多様な資源や強みを生かす、磨き上げる、国内外に情報発信することにより、三重の魅力の向上を図る必要があります。
- ・そのことで、三重の知名度が高まり、交流が促進され、地域の活気や賑わいにつながるとともに、県内での定住や県外からの移住につながっていきます。
- ・三重県での開催が決まった平成 28(2016)年の「伊勢志摩サミット」は、本県がその経験を経ることで、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、国内外の人びとに対する本県の知名度を向上させる絶好の機会であり、地域の総合力向上にもつながるものであり、サミットを一過性に終わらせることなく、開催後の地域の活性化につなげるための取組を展開する必要があります。

これらの取組により、個人の理想と現実のギャップが解消され、県民が夢や希望に向けた行動ができるようになるとともに、地域のさまざまな課題が解決され、地域の活性化が図られます。

そして、夢や希望を持った方々は主体的な行動（アクティブ・シチズンの活動）を起こし、地域資源の活用や磨き上げが活発になることで、地域の安心や魅力が向上します。

そのことにより、県民の地域への愛着や誇りが高まり、アクティブ・シチズ

ンが増え、地域の持続的な活性化が図られて、誰もが暮らしたいと願う場所で、暮らし続けることができ、また次代へつながるという「協創の好循環」が生まれます。

第二次行動計画における4年間においては、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進め、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現につなげていきます。

第2編

政策体系

第2編 政策体系

第1章 政策体系の概要

第1節 政策体系とは

政策体系は、「みえ県民力ビジョン」で示す基本理念を実現するために、県が行う取組を目的と手段の関係で整理したものです。

＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理しています。

「みえ県民力ビジョン」で示した＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）に加え、この「行動計画」では、＜政策＞と、＜施策＞の内容を、構成する＜基本事業＞とあわせて示しています。

＜施策＞には、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」と、県（行政）が取り組んだことの効果がわかる指標（「県の活動指標」）を設定しています。

＜施策＞は、数値目標の達成状況や基本事業の取組状況等を総合的に判断して、＜施策＞を担当する副部長または次長が評価を行い、毎年度「成果レポート」として取りまとめ、＜施策＞の成果と改善方向を公表します。

〔施策の指標の考え方〕

＜施策＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「県民指標」、「県の活動指標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。

○ 県民指標

「県民指標」は、各＜施策＞のこの計画における目標（「平成31年度末での到達目標」）をふまえ、当該＜施策＞において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

＜施策＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

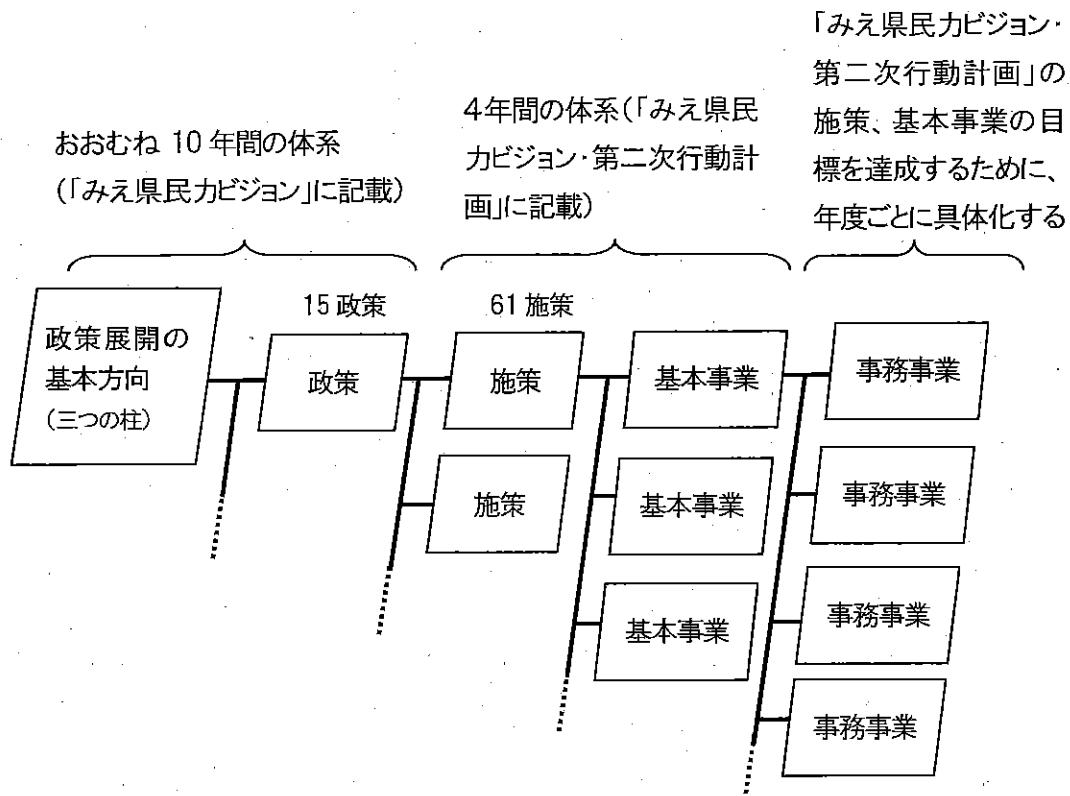
○ 県の活動指標

「県の活動指標」は、各＜施策＞の目標を達成するために、県が＜施策＞を構成する＜基本事業＞として取り組んだことの効果をあらわす指標です。

＜施策＞は複数の＜基本事業＞から成り立っていますので、＜基本事業＞の効果が相まって＜施策＞の成果につながります。このため、＜施策＞の進行管理において、「県民指標」を補足する指標として用います。

なお、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標に適當なものがない場合には、県（行政）が主体として取り組んだことの効果がわかる指標を設定しています。

図 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の政策体系



第2節 政策体系の見直し

政策体系については、社会経済情勢の変化やこれまでの成果の確認と検証等をふまえて、必要な見直しを行いました。

1 政策体系の見直しの考え方

(1) 政策展開の基本方向（三つの柱）

「みえ県民力ビジョン」策定の前提となった時代潮流は、大きく見て現時点でも続いている、新しい三重づくりを進める上で、アクティブ・シチズンの意義や「協創」の必要性はますます強まっていると考えられるため、第二次行動計画の4年間においても、基本理念の実現に向けて、三つの柱で取り組んでいきます。

(2) 政策・施策

政策・施策については、本格的な人口減少に対応した少子化対策や移住の促進など社会経済情勢の変化による見直しや、「教育施策大綱」や「みえ産業振興戦略」など計画策定等による見直しを行いました。

(3) 数値目標

P D C A (計画・実行・評価・改善) のサイクルをバージョンアップするために、県民の皆さんから見た成果をあらわす指標（アウトカム）となっているか、県民の皆さんから見てわかりやすいか、また施策等の進捗状況をより正確に評価できるか、などの観点から指標を見直しました。

(4) 新しい豊かさ・協創の視点

第一次行動計画では、5本の「新しい豊かさ協創プロジェクト」に取り組み、一定の成果が出ています。

第二次行動計画では、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりと「協創」を一層推進する必要があることから、各施策の構築にあたり、「新しい豊かさ・協創の視点」を入れ、基本理念の実現に向けて取組を進めます。

第3節 重点取組

第一次行動計画では、「みえ県民力ビジョン」を推進していくにあたり、4年間をとおして課題に重点的に取り組む「選択・集中プログラム」として、10本の「緊急課題解決プロジェクト」、5本の「新しい豊かさ協創プロジェクト」、「南部地域活性化プログラム」を設けていました。このプロジェクトでは、防災・減災対策など喫緊の課題の解決に資するとともに、高等教育機関と地域との連携による学生と地域活動をつなぐ取組や、南部地域活性化プログラムにおける市町の連携など、協創の新たな仕組みづくりが進むといった成果があった一方で、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、予算や人材の柔軟な重点配分を図ることが難しい側面がありました。

そこで、第二次行動計画の中では、具体的な重点取組内容を特定せず、毎年度の県政推進の基本方針である「三重県経営方針」において定めることで、さまざまな状況変化に柔軟に対応できるように変更します。

1 「重点取組」の概要

時代潮流の変化により、三重県でも、全国同様に人口減少が深刻な問題となっており、まさに今、県内の人口減少に歯止めをかけ、人口減少下でも豊かで活力を持ち続ける三重づくりに向けた動きが求められています。

県では平成27(2015)年度から、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、人口減少への対応と地域の自立的かつ持続的な活性化に向けて総合的に取り組んでいくこととしていますが、第二次行動計画においては、その中で毎年度特に重点化する内容を選定して、取り組んでいきます。

また、人口減少以外の課題等についても、社会経済情勢の変化や各種取組の進捗等の状況を的確に捉え、機会を逃さずに重点化を図っていきます。

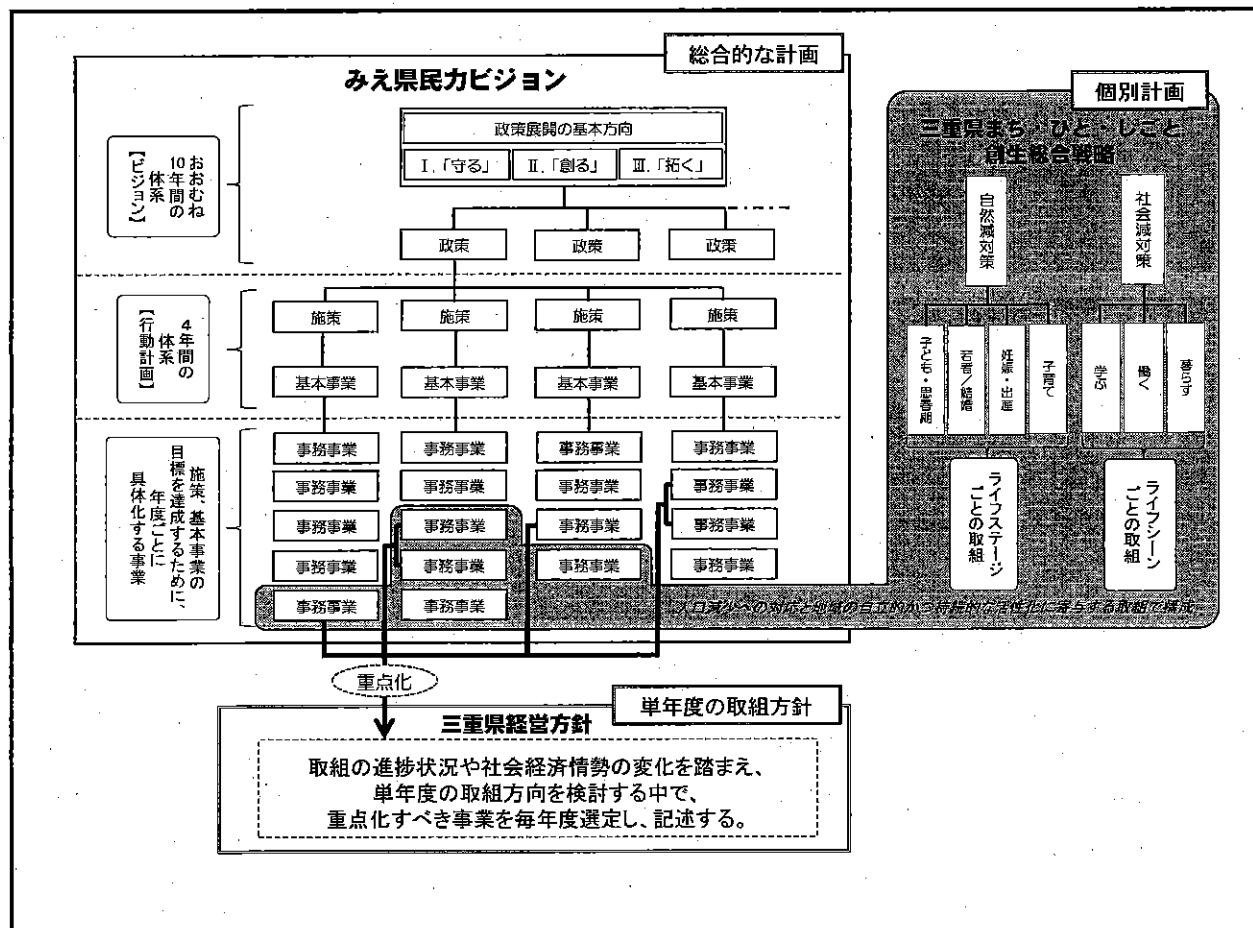
2 「重点取組」の仕組み

第二次行動計画においては、「人口減少への対応」に重点的に取り組むのに加え、そ

の他の社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応していくこととします。

そのため、第二次行動計画の中では具体的な取組内容を特定せず、毎年度の県政推進の基本方針を定める「三重県経営方針」において、当該年度の重点取組を設定して、重点の置きどころを毎年度見直すことができるようにして、より効果的・効率的に予算や人材を重点配分することで、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざします。

「みえ県民力ビジョン」と重点取組（重点化）の位置づけ



第2章 政策の概要

基本理念の実現に向けて、次のとおり＜政策展開の基本方向＞（三つの柱）を定めるとともに、その下に15の＜政策＞を位置づけて、県政を推進していきます。

政策の基本方向	政 策
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	1 防災・減災 2 命を守る 3 共生の福祉社会 4 暮らしの安全を守る 5 環境を守る
II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 2 学びの充実 3 希望がかなう少子化対策の推進 4 スポーツの推進 5 地域の活力の向上
III 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるため～	1 農林水産業 2 強じんで多様な産業 3 世界に開かれた三重 4 雇用の確保と多様な働き方 5 安心と活力を生み出す基盤

第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

豊かな自然環境の中で、人と人、人と地域、人と自然のつながりを大切にし、命と暮らしの安全・安心が実感できる三重をめざします。

県民の皆さんのが「公」を担う主体として持てる力を發揮し、アクティブ・シチズンとして活動するためには、まず、日常生活における不安が解消され、安全で安心な生活が確保されていることが必要です。

地域における県民の皆さんの自主的な活動や、さまざまな主体が力を合わせ、「協創」の取組を進めることにより、命と暮らしの安全・安心が確保された社会を実現することは、「幸福実感日本一」の三重を創るために重要な柱の一つです。

政 策

I－1 防災・減災

県民の皆さんの命や生活に甚大な影響を及ぼす災害の発生に備える防災・減災の観点から、災害は必ず起こることを前提に、地震・津波や風水害などの防災対策に取り組みます。

特に、防災対策については、「減災」の考え方を重視し、防災の日常化に向けて「自助」「共助」を軸とした県民力による地域防災力の向上と、それを支える施設整備や体制づくりなど「公助」の取組を進めます。

I－2 命を守る

県内の全ての地域において、県民の皆さんが必要とする医療サービスや介護サービスを受けることができ、生涯にわたって健康な暮らしを続けることができるよう、県民の皆さんの命を守るという視点から、安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に向けて取り組むとともに、死亡原因の第1位であるがんに関する対策や県民の皆さんのかころと身体の健康づくりの取組を進めます。

特に、医療・介護を総合的に確保するため、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を推進します。

I－3 共生の福祉社会

障がい者、生活に困窮する人が、住み慣れた地域で必要な福祉サービス等を利用しながら自立し社会参画できる仕組みや、地域活動に関わるさまざまな主

体が協力し、ライフステージに応じた質の高い福祉サービス等を維持できる仕組みづくりを推進します。

特に、障がい者が、地域で生活し就労して自立と社会参画ができるように、地域生活移行や就労への支援を行います。

I-4 暮らしの安全を守る

犯罪、交通事故、消費者トラブル、薬物の乱用、食の安全、感染症の拡大、獣害など、日常生活の中で遭遇する可能性のあるさまざまなリスクに対して、県民の皆さんの暮らしの安全を守るという視点から、県民の皆さんや地域、行政等の関係機関が一体となって備えることのできる社会づくりを進めます。

I-5 環境を守る

県民の皆さんの自主的な活動やさまざまな主体が連携した取組により、温室効果ガスの排出抑制や、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等を推進とともに、野生動植物の保護・管理や、里地・里山・里海などの自然環境の保全を進めます。

第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を発揮して夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいと地域の活力を実感できる三重をめざします。

県民力による「協創」の三重づくりを担うのは、人です。人は社会の成長を支え、豊かさを生み出しています。人と人、人と地域が結びつき、力を合わせ、活動の輪を大きく広げていくことで、夢や希望を実感できる豊かな社会が生まれます。

社会を支える人づくりや人びとの活動の場づくりは、活力ある地域の源泉であり、「幸福実感日本一」の三重を創るために重要な柱の一つです。

政 策

II-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが互いに支え合いながら社会におけるさまざまな活動に参加できるよう、県民意識の醸成や仕組みづくりを推進します。

特に、女性活躍の視点から、社会をより豊かに変革し、地域の活力を高められるようあらゆる分野における女性の参画の取組を進めます。

II-2 学びの充実

一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みであり、それぞれの個性・能力が社会参画という形で咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす創造的な活動である教育の取組を進めます。

これから社会の担い手である子どもたちへの教育は最重要課題であることから、学力の育成、豊かな心の育成、体の育成、特別支援教育の推進、安全で安心な教育環境づくり、地域に開かれ信頼される学校づくり、高等教育機関の充実に取り組みます。

II-3 希望がかなう少子化対策の推進

結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざして、少子化対策の推進等を図ります。

「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステ

一級ごとに切れ目のない取組を進めます。

II-4 スポーツの推進

スポーツをとおして、人びとに夢と感動を与え、県民の皆さん的一体感の醸成につなげるとともに、人と人、地域と地域との絆づくりを進め、活力に満ちた三重を創っていくため、競技スポーツ、地域におけるスポーツや障がい者スポーツの推進に取り組みます。

特に、本県における国民体育大会の開催に向けて、競技力が向上する取組を進めます。

II-5 地域の活力の向上

人口減少が進む中、地域の活力の維持・向上に向けて、地域住民、企業、NPO、県・市町等のさまざまな主体が結びつき、みんなで力を合わせて、特色ある地域資源の磨き上げや、新しい地域資源の開拓等に取り組み、個性豊かで活力ある持続可能な地域づくりを進めます。

特に、若者の人口流出、過疎化・高齢化の進んでいる南部地域や中山間地域の活性化、移住の促進に取り組みます。

第3節 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

地域の資源や特性を生かし、新しい産業構造を拓くことにより、多様な就業機会に恵まれた経済の躍動を実感できる三重をめざします。

働いて収入を得るなど経済的な安定は、人びとの生活に豊かさをもたらす土台であり、自立し、行動する県民の皆さんのが活動を支えることにつながります。県民の皆さんの生活や地域の活力を支えるのは産業であり、三重の産業が国内外に向けて、力強く展開されることで、経済の躍動が生まれ、多様な就業機会が創出されます。地域の資源や特性を生かした産業を磨き上げ、経済成長と就業機会を生み出していくことは、「幸福実感日本一」の三重を創るために重要な柱の一つです。

政 策

III-1 農林水産業

生産・流通体制の整備や雇用力のある経営体の育成・確保、新規就農者を育成するシステムの構築などに取り組むとともに、国内外への販路拡大や食の関連事業者と連携した新たなマーケットの創出などを推進することにより、「もうかる農林水産業」の実現をめざします。

特に、本県の「食」の魅力を生かした「みえフード・イノベーション」の創出とイノベーションを起こす人材の育成に取り組みます。

III-2 強じんで多様な産業

強じんで多様な産業構造を構築するため、産業の「高み」をめざす取組を強化するとともに、それらを支える中小企業・小規模企業の活動、ひとつくりなど産業基盤を強固にする取組を充実させ、三重県経済・産業のステージアップにつなげていきます。

特に、中小企業・小規模企業、航空宇宙産業やヘルスケア産業のものづくり・成長産業、「食」の産業などの振興に向けた取組を進めます。

III-3 世界に開かれた三重

グローバル化に対応し、国際競争の中で存在感のある三重を確立できるよう、戦略的な海外との連携、観光産業の振興による誘客促進、三重が誇る魅力や強みの国内外への発信などを進めます。また、「伊勢志摩サミット」の開催は、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、国内外の人びとに対する三重県の知名度を向上させる機会であり、地域の総合力向上につなげます。

特に、三重県の強みを発揮できる分野や国・地域に対して重点的かつ集中的な国際展開を行うとともに、観光の産業化に向けた取組を進めます。

III-4 雇用の確保と多様な働き方

若者をはじめ働く意欲のある人が、自己の能力や適性に応じて多様に働くことができるよう、地域の実情に応じたさまざまな雇用支援を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現など、誰もが働き続けることができる環境づくりを促進します。

特に、若者の安定した就労や、障がい者雇用などの支援に取り組みます。

III-5 安心と活力を生み出す基盤

道路や港湾などの交流・連携基盤の整備を計画的に進めるとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくり、安定した水資源の確保や土地の計画的利用に取り組むことで、県民の皆さんの利便性や安定した生活の確保、国内外との交流・連携活動や地域の経済活動の活性化をめざします。

特に、県民の皆さんの命と地域を支える基盤としての幹線道路等の整備を進めます。

第3章 施策の概要

この章では、61の<施策>について、記載しています。記載にあたっては、<政策展開の基本方向>（三つの柱）ごとに節を分けた上で、15の<政策>順にまとめています。

第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

第3節 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

● 政策体系一覧

政策	施策	頁
1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり	48
	112 防災・減災対策を進める体制づくり	50
	113 治山・治水・海岸保全の推進	54
2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	56
	122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	60
	123 がん対策の推進	62
	124 こころと身体の健康対策の推進	64
3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生	66
	132 支え合いの福祉社会づくり	70
4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり	74
	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	76
	143 消費生活の安全の確保	78
	144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等	80
	145 食の安全・安心の確保	82
	146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	84
	147 獣害対策の推進	86
5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進	88
	152 廃棄物総合対策の推進	90
	153 豊かな自然環境の保全と活用	92
	154 大気・水環境の保全	94

政策	施策	頁
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり	98
	212 あらゆる分野における女性活躍の推進	100
	213 多文化共生社会づくり	102
2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	104
	222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	106
	223 健やかに生きていくための身体の育成	108
	224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	110
	225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	112
	226 地域に開かれ信頼される学校づくり	114
	227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	116
	228 文化と生涯学習の振興	118
3 希望がかなう少子化対策の推進	231 少子化対策を進めるための環境づくり	120
	232 結婚・妊娠・出産の支援	124
	233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	126
	234 児童虐待の防止と社会的養護の推進	128
4 スポーツの推進	241 競技スポーツの推進	130
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	132
5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化	134
	252 東紀州地域の活性化	136
	253 中山間地域・農山漁村の振興	138
	254 移住の促進	142
	255 協創のネットワークづくり	144
	256 市町との連携による地域活性化	146

II 「創る」人と地域の夢や希望を感じさせるために

Ⅲ 「拓く」 「強みを生かした経済の躍動を実感できるため」	政策	施策	頁
	1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出 312 農業の振興 313 林業の振興と森林づくり 314 水産業の振興	150 152 154 156
	2 強じんで多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興 322 ものづくり・成長産業の振興 323 「食」の産業振興 324 地域エネルギーの向上 325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	158 160 164 166 170
	3 世界に開かれた三重	331 国際展開の推進 332 観光の産業化と海外誘客の促進 333 三重の戦略的な営業活動	170 172 174
	4 雇用の確保と多様な働き方	341 次代を担う若者の就労支援 342 多様な働き方の推進	176 178
	5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進 352 公共交通の確保と活用 353 安全で快適な住まいまちづくり 354 水資源の確保と土地の計画的な利用	180 182 184 186

※ 行政運営の取組については、第3編第1章をご覧ください。

政策 ○一〇 ○〇〇 ←政策体系におけるこの施策の位置づけ(施策が属する政策)を示しています。

施策○〇〇 ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

↑ 施策の番号と名称を記載しています。

県民の皆さんとめざす姿

←県民の皆さんとめざす、おおむね平成33（2021）年度の長期的な目標を記載しています。

現状と課題

← この施策に取り組むにあたって、これまでの取組をふまえて現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

新しい豊かさ・協創の視点

← 新しい豊かさ・協創の視点から、この施策での方向性を記載しています。

取組方向

← 新しい豊かさ・協創の視点をふまえ、到達目標を実現するために、県がこの施策で4年間に取り組むことを記載しています。

主担当部局：〇〇〇〇〇

この施策を担当する部局名を記載しています。↑

平成 31 年度末での到達目標

← 施策の行動計画期間内（4年後）の目標を記載しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
← 県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標を示しています。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標および重要業績評価指標（KPI）と同一の指標を示しています。 → 創	← 現在（最新の実績）の数値を示しています。 ^{注) 1}	← 平成 31 年度における目標値を示しています。 ^{注) 2}	← この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。 ^{注) 3}
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
□□□□□ ← この施策を構成する基本事業 〇〇〇〇〇 の番号と名称を記載しています。 (主担当：〇〇〇〇〇) ← この基本事業を担当する部局名を記載しています。 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ↑ この基本事業の具体的な取組を記載しています。		目標項目	現状値
		← 県が取り組んだことの効果がわかる指標を示しています。 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標および重要業績評価指標（KPI）と同一の指標を示しています。 → 創	← 現在（最新の実績）の数値を示しています。 ^{注) 1}
		[目標項目の説明]	← 平成 31 年度における目標値を示しています。 ^{注) 2}
		← この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。	

注) 1 現時点で、平成 27 年度の現状値の把握が困難な指標について、把握可能な最新年度の数値を用いた場合は「(〇〇年度)」と記載しています。

注) 2 平成 31 年度の取組結果を評価する時点（平成 32 年 5 月頃を予定）で、平成 31 年度実績の把握が困難な指標については、把握可能な最新年度の実績により評価することとし、評価に用いる対象年度について「(〇〇年度)」と記載しています。

注) 3 目標項目の選定理由や目標値の設定理由については、別冊資料編「数値目標一覧」をご覧ください。

第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

〔政策〕

1 防災・減災

〔施策〕

- 111 災害から地域を守る人づくり
- 112 防災・減災対策を進める体制づくり
- 113 治山・治水・海岸保全の推進

2 命を守る

- 121 地域医療提供体制の確保
- 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保
- 123 がん対策の推進
- 124 こころと身体の健康対策の推進

3 共生の福祉社会

- 131 障がい者の自立と共生
- 132 支え合いの福祉社会づくり

4 暮らしの安全を守る

- 141 犯罪に強いまちづくり
- 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり
- 143 消費生活の安全の確保
- 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等
- 145 食の安全・安心の確保
- 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進
- 147 獣害対策の推進

5 環境を守る

- 151 地球温暖化対策の推進
- 152 廃棄物総合対策の推進
- 153 豊かな自然環境の保全と活用
- 154 大気・水環境の保全

政策 I－1 防災・減災

施策 1.1.1 災害から地域を守る人づくり

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍するなか、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や、近年、激化の様相をみせる集中豪雨などの自然災害に備えるためには、「自助」「共助」「公助」が一体となった取組を進めが必要ですが、東日本大震災の発生から4年が経過し、県民の皆さんのが防災に関する危機意識は年々低下する傾向にあります。
- 防災に関する危機意識が低下する中で、地震や台風などの災害発生時において、被害を最小限に抑えるためには、県民の皆さん一人ひとりの「自助」や「共助」の取組を促進し、防災に関する意識を高め、「防災の日常化」の定着をめざした取組をこれまで以上に進める必要があります。
- 「防災の日常化」の定着を図るために、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取組を実践し、その活動を支援・補完することのできる「防災人材づくり」を進めることが重要なことから、今後は、防災人材の育成と、育成した人材がより地域で活躍できる環境づくりを進めていくことが求められています。
- 地域において「共助」の取組を促進するには、「組織の力」の活用が重要であり、消防団や自主防災組織の充実強化と連携強化を進め、これらの取組を融合させながら、地域防災力向上の核となる枠組みの構築を進めていくことが必要です。
- 自然災害から子どもたちの命を守るため、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上等に引き続き取り組み、学校における防災教育を一層推進していく必要があります。
- 学校における防災教育の成果を、世代を超えて次代につなげていく必要があります。
- 大規模災害発生時にボランティアやNPOが円滑に活動できる環境の整備や、関係者（市町・市町社会福祉協議会・NPO等）の「顔の見える関係づくり」が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起くる」災害に対し、不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会づくりに向け、県民の皆さんのが防災意識を向上させるための取組を進めるとともに、防災活動を通じて家族の絆や地域とのつながりを感じることにより、支え合って暮らすことのできる災害に強い社会づくりを進めます。

取組方向

- 「みえ防災・減災センター」の取組を中心に、防災人材の育成に取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」の充実を図り、防災人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。また、企業の防災関係の取組を支援し、企業防災力の向上を図ります。
- 地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織が連携し、隙間のない災害対応が実施されるよう、二つの組織の力を真に發揮するための防災人材を育成します。
- 防災ノート等の防災学習教材の充実、学校が行う体験型防災学習等の支援、教職員の防災に関する研修の充実など学校における防災教育を推進します。
- 「みえ防災・減災アーカイブ」を地域の防災教育に活用するとともに、学校と保護者、地域住民、近隣学校等が連携した防災学習や避難訓練の実施など、学校、家庭、地域が連携した取組を推進します。
- ボランティアやNPOを円滑かつ効果的に受け入れ、県内外の関係機関との連携体制を構築し、すみやかな協力・連携・協働が行えるネットワークの構築や仕組みづくりを進めます。

主担当部局：防災対策部

平成31年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
率先して防災活動に参加する県民の割合	48.9% (26年度)	60.0%	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値
「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数 【目標項目の説明】 「みえ防災・減災センター」が育成した「みえ防災人材バンク」登録者が、地域や事業所等においてさまざまな防災・減災活動を支援した件数	—	300件
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 【目標項目の説明】 家庭、PTA、自主防災組織、地域住民など他の主体と連携した防災の取組を実施している学校の割合	—	100%
みえ災害ボランティア支援センターに参画する団体数（累計） 【目標項目の説明】 「みえ災害ボランティア支援センター設置マニュアル（風水害編）」に掲載されている「幹事団体」と「協力団体」の団体数	8団体	12団体

政策 I－1 防災・減災

施策 1.1.2 防災・減災対策を進める体制づくり

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 東日本大震災の発生から4年が経過しましたが、被災地の復興は未だ道半ばの状況にあります。東日本大震災の教訓等をふまえ、災害発生後の復興も視野に入れた新たな地震・津波対策の道筋を示し、その実践に取り組んできたところですが、今後も、南海トラフ地震等の発生に備えた地震・津波対策に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 局地化・集中化・激化する風水害に備えるため、紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨等で明らかとなつた課題等もふまえ、「三重県新風水害対策行動計画」の策定など新たな風水害対策の道筋を示しました。今後も引き続き、年々勢力を増す台風への対応などの風水害対策に取り組んでいく必要があります。
- 災害対策活動の機能強化に取り組んできたところですが、今後も国・市町、防災関係機関などのさまざまな関係機関との連携を強化し、訓練や広域避難体制の検討、防災情報の迅速な県民への提供方法の検討など、災害対応力の充実・強化に取り組む必要があります。
- 南海トラフ地震等の大規模災害発生時の医療体制や緊急輸送道路の充実、強化に取り組む必要があります。
- 住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、学校施設の防災機能の充実に今後も取り組む必要があります。
- 消防団員の減少、平均年齢の上昇、多様化・増加する消防救急需要などに対応するため、消防の充実強化に取り組んでいく必要があります。
- 高圧ガス施設等における事故が発生しており、石油コンビナートを含め、産業保安人材の育成を含めた防災対策を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

近い将来において発生が予想される南海トラフ地震や、年々、勢力を増す台風、激化する集中豪雨など、「必ず起る」災害に対し、不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会に向けた防災・減災対策を進めるための体制の整備を図ります。

取組方向

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」に基づく行動項目を着実に実践するとともに、「三重県版タイムライン（仮称）」等の策定や「三重県復興指針（仮称）」に基づく事前対策の検討に取り組むなど、自然災害に対する防災・減災対策を的確に推進します。
- 「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の検証結果等をふまえ、これを引き継ぐ新計画を作成するとともに、さらなる対策の推進に取り組みます。
- 市町や防災関係機関と連携し、防災情報の共有化や海抜ゼロメートル地帯対策を含む広域的な連携体制の整備を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 災害時における医療体制の整備や緊急輸送道路の機能確保を図り、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。
- 住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援するとともに、学校施設の耐震化や天井等落下防止対策を実施することにより、地域におけるまちの安全性を確保します。
- 消防職員や消防団員の資質向上、消防団の活性化、消防の広域化を進め、消防力の向上を支援するとともに、高圧ガス保安担当者の現場力を高め、石油コンビナートを含めた産業保安に関する事故を未然に防止するための取組を推進します。

主担当部局：防災対策部

平成31年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	(調査中)	(検討中)	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
目標項目	現状値	目標値	
11201 防災・減災対策の推進 (主担当:防災対策部防災企画・地域支援課) 「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた行動項目の実践に取り組むとともに、市町の防災・減災対策の推進を図ります。また、これら計画や取組の検証結果をふまえ、新たな計画への刷新を図ります。	「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率	93.4% (26年度)	100%
	【目標項目の説明】 「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた主要な行動項目の進捗率の平均値		
11202 災害対策活動体制の充実・強化 (主担当:防災対策部災害対策課) 災害対策本部の機能強化、広域防災拠点の整備、広域避難体制の整備、実践的な図上訓練、実働訓練の実施などにより、災害発生時の災害対応力の充実・強化を図ります。	県・市町・防災関係機関が連携した実動訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練回数	8回 (26年度)	13回
	【目標項目の説明】 県・市町・防災関係機関が連携した実践的な実動訓練の回数および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練の回数		
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 (主担当:防災対策部防災対策総務課) 防災情報の市町、防災関係機関との共有化を進めるとともに、県民への迅速な提供を行い、災害発生時に防災情報が適切に活用できるようにします。	「防災みえ.jp」から防災情報等入手している県民の割合	15.0% (26年度)	30.0%
	【目標項目の説明】 防災情報を提供している県のホームページ「防災みえ.jp」から気象情報や災害情報などの防災情報を入手している県民の割合（防災に関する県民意識調査）		
11204 災害医療体制の整備 (主担当:健康福祉部医療対策局地域医療推進課) 災害拠点病院等の耐震化、災害医療を支える人材育成、地域の関係者による連携体制の充実、強化などの取組を進め、災害医療体制の確保を図ります。	災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMATT)数	19 (26年度)	24
	【目標項目の説明】 県内の災害拠点病院が保有する活動可能な災害派遣医療チーム(DMATT)数		

<p>11205 安全な建築物の確保 (主担当:県土整備部建築開発課)</p> <p>住宅・建築物の耐震化に向けた取組を支援し、地震災害に対するまちの安全性の確保を図ります。</p>	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率		100%
【目標項目の説明】			耐震改修促進法の改正により、耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、地震等の災害時に避難所として活用される民間建築物で、耐震性が確保された建築物の割合
<p>11206 教育施設の防災対策 (主担当:教育委員会学校経理・施設課)</p> <p>県立学校の防災機能の充実を図るとともに、市町等の学校設置者に対し、防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における防災機能の強化を図ります。</p>	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策済率	県立学校 0.8% 市町立学校 26.4% 私立学校 0.0% (26年度)	県立学校 100% 市町立学校 81.6% 私立学校 77.8%
【目標項目の説明】			「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(文部科学省)に基づく屋内運動場天井等の対策済率 ※市町立学校、私立学校は幼稚園を含む
<p>11207 緊急輸送道路の機能確保 (主担当:県土整備部道路管理課)</p> <p>緊急輸送道路に指定されている県管理道路の計画的な整備や修繕を進め、災害発生時に対応できる輸送機能の確保を図ります。</p>	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	93.4% (26年度)	96.5%
【目標項目の説明】			緊急輸送道路上の橋梁のうち、おおむね5年以内に修繕等を行う必要がないと判断できる橋梁の割合
<p>11208 消防救急体制の充実・強化 (主担当:防災対策部消防・保安課)</p> <p>消防学校等での教育を通じた消防職員や消防団員の資質向上に努めるとともに、消防団の活性化、消防の広域化を進め、消防職員・消防団員による迅速かつ的確な予防活動および消防活動の促進を図ります。</p>	消防団員の条例定数充足率	95.3%	96.0%
【目標項目の説明】			各市町における消防団員の条例定数に対する実団員数の割合
<p>11209 高圧ガス等の保安の確保 (主担当:防災対策部消防・保安課)</p> <p>高圧ガス等を取り扱う事業者に対する保安検査や立入検査等の実施、保安担当者へのセミナー・研修の実施などによる保安人材の育成により、適正な保安の確保を図ります。</p>	高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.6% (26年度)	100%
【目標項目の説明】			許認可をしている高圧ガス等施設において、事故が防止された施設の割合

政策 I-1 防災・減災

施策 1.1.3 治山・治水・海岸保全の推進

県民の皆さんとめざす姿

洪水、土砂災害、高潮、地震、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 頻発・激甚化する水害・土砂災害から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、洪水・高潮・土砂災害対策として、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備を着実に進めています。防災・減災対策として施設整備の必要性は依然として高く、施設整備の推進が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策ならびに脆弱箇所の補強対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 防災・減災対策を推進するため、ハード対策だけでなくソフト対策として、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などを進めています。平成27(2015)年の水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成が37河川で求められています。また土砂災害に対する警戒避難体制強化を支援するため、土砂災害危険箇所(16,208か所)における早期の基礎調査完了と土砂災害警戒区域等の指定が求められています。
- 堆積土砂により低下している河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去を進めています。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しています。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんのが安全で安心な暮らしを確保するため、頻発・激甚化する水害・土砂災害や、発生が懸念されている南海トラフ地震に対する備えとして、施設整備を推進するとともに、警戒避難体制整備を支援する取組等、ハード・ソフト両面での取組を進め、「三重県国土強靭化地域計画」に基づき地域の強靭化を図ります。

また、老朽化した施設を適切に維持管理していきます。

取組方向

- 県民の皆さんの生命、財産を守る河川・海岸堤防や治山・土砂災害防止施設などの整備については、緊急度が高いものに重点化を図り、早期の効果発現をめざします。
- 切迫する大規模地震や津波による被害を軽減するため、堤防や大型水門・排水機場等の補強や耐震対策を進めます。なお、海岸保全施設等における地震・津波対策として、これまで進めてきた整備に加え、粘り強い構造とする対策を取り入れます。
- 自然災害から県民の皆さんの命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水防法改正に伴う想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成や、土砂災害警戒区域等を指定するための基礎調査を進め、土砂災害警戒区域等の指定に取り組みます。
- 市町からニーズの高い河川堆積土砂の撤去については、関係市町と撤去箇所の情報を共有しながら、推進します。また、これまで整備してきた施設の機能を確保するとともに延命化を図るために、適切な維持管理による機能の確保と老朽化対策を実施します。

主担当部局：県土整備部

平成31年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るために施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難の支援が行われています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数	236,700戸 (26年度)	242,300戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値
11301 洪水対策の推進 (主担当：県土整備部河川課) 洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るために、河川堤防の整備、堆積土砂の撤去等と併せて、平成27(2015)年の水防法改正に伴う河川の浸水想定区域図の作成等に取り組みます。	浸水想定区域図作成河川数	—
11302 土砂災害対策の推進 (主担当：県土整備部防災砂防課) 土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るために、土砂災害防止施設の整備や土砂災害危険箇所における基礎調査を進め、土砂災害警戒区域等の指定に取り組みます。	基礎調査実施数	5,770か所 (26年度)
11303 高潮・地震・津波対策の推進 (主担当：県土整備部港湾・海岸課) 高潮、地震、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るために、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備に取り組みます。	堤防耐震化延長	33.3km (26年度)
11304 山地災害対策の推進 (主担当：農林水産部治山林道課) 山崩れや土石流等の山地災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るために、治山施設の整備に取り組みます。	山地災害危険地区整備着手地区数	2,029地区 (26年度)
【目標項目の説明】 浸水想定区域図を作成した河川数		20河川
【目標項目の説明】 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査の実施数		16,208か所
【目標項目の説明】 伊勢湾沿岸の耐震対策を実施した海岸堤防延長		35.6km
【目標項目の説明】 治山施設整備に着手した山地災害危険地区数		2,179地区

政策 I-2 命を守る

施策 121 地域医療提供体制の確保

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、急性期の医療から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを確保するとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

現状と課題

- いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、地域において必要となる医療提供体制を確保するため、病床の機能分化・連携等を進め、地域医療構想の実現に取り組んでいく必要があります。
- 医師の地域偏在等の解消及び看護師等の不足解消が課題となっていることから、地域医療に従事する医師の育成と定着促進や看護師等の確保・定着を図る必要があります。
- 救急搬送患者が増加する中、救急医療への対応に困難な状況がみられるため、救急医療体制を確保する必要があります。また、「過疎地域自立促進特別措置法」等の指定地域においては、医療の提供が困難な状況にあるため、へき地等における医療提供体制を維持・確保する必要があります。さらに、リスクの高い妊娠婦や低出生体重児の増加等に対応するため、安心して産み育てる環境づくりを進める必要があります。
- 医療機関の機能分化・連携を進めていく一方で、安全・安心な医療を確保するため、県内医療機関の医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- ここでの医療センター、一志病院および志摩病院においては、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまながら、県立病院に求められる役割を適切に担っていくとともに、より一層健全な病院経営に努めていく必要があります。
- 平成30(2018)年度から、県が財政運営など国民健康保険運営の中心的な役割を担っていくことをふまえ、被保険者や市町に不安や混乱が生じないよう市町や関係団体と十分協議しながら進めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で、安心して必要な医療を受けられる体制の確保ができるよう、県民一人ひとりが医療提供体制に関する理解を深め、適切な受療行動を行うことを通じ、県民の皆さんと共に、地域の実情に応じた医療提供体制を構築するとともに、合わせて在宅医療、地域包括ケアシステムとの連携を進めます。

取組方向

- 地域医療構想の実現に向けて、医療機関の自主的な取組および医療機関相互の協議を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、病床の機能分化・連携の推進、在宅医療提供体制の充実を図ります。
- 医師の地域偏在の解消に向けて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に取り組むことなどにより、特に若手医師の確保・定着に重点的に取組を進めます。また、看護師等の確保・定着に向けて、県内看護系大学への地域枠拡大の働きかけや潜在看護職員の復職支援などに取り組みます。
- 救急医療体制を確保するため、県民の適切な受診行動の促進、病院前救護体制の充実、初期・二次・三次救急医療体制の充実に取り組みます。また、へき地等の医療提供体制の維持・確保に取り組むとともに、安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期医療における医療機関の機能分担、連携体制の構築、療育・療養支援体制の充実等に取り組みます。
- 県内医療機関の医療安全体制の整備を促進するとともに、医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を引き続き実施します。
- 県立病院では良質で満足度の高い医療サービスの提供を図っていくとともに、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を進めます。また、志摩病院の指定管理者に対して適切な指導監督を行います。
- 「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に基づき、引き続き市町を支援するとともに、県に設置する「国保運営協議会」において国民健康保険運営方針を策定し、国民健康保険の財政運営の都道府県化を円滑に進めていきます。

主担当部局：健康福祉部医療対策局

平成31年度末での到達目標

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の整備を進めるとともに、県民の皆さんとの将来のあるべき医療提供体制の共有に向けた取組を通じ、地域の医療提供体制に対する県民の安心度が高まっています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
地域医療安心度指数	(調査中)	(検討中)	地域医療に対する安心感を構成する重要な要素と考える、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目の複合指標（県民へのアンケート結果について、重み付け（アクセスのしやすさ0.5、かかりつけ医の有無0.25、地域医療に対する理解度0.25）した合計値）
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
目標項目	現状値	目標値	
12101 地域医療構想の実現 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課)	地域医療構想の実現に向け、医療機関相互の協議の場（地域医療構想調整会議）を継続的に開催するとともに、地域において不足する機能を担う病床や在宅医療体制の整備支援等を進めます。	地域医療構想の達成度	0 % 28.0%
12102 医療分野の人材確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課)	県内の医師不足・偏在の解消に向け、地域医療支援センターにおける三重専門医研修プログラムを活用した若手医師のキャリア支援や医師不足病院の医師確保支援を一体的に取り組み、医師確保対策を総合的に進めます。 また、県内の看護職員の不足解消に向け、県内看護系大学への地域枠拡大の働きかけなど「人材確保対策」をはじめ、「定着促進対策」「資質向上対策」「助産師確保対策」の4つの視点から総合的に看護職員確保対策に取り組みます。	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数 【目標項目の説明】 県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数	206人 (26年度) 243人 (30年度)
12103 救急医療等の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局地域医療推進課)	ドクターヘリの運航や救命救急センター・二次救急医療機関等への支援、県民への啓発活動、へき地医療拠点病院・へき地診療所、周産期母子医療センター等への支援、小児在宅医療を推進する関係機関への支援等に取り組みます。	県内看護系大学卒業者の県内就業者数 【目標項目の説明】 県内看護系大学卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護職員数	159人 231人
12104 医療安全体制の確保 (主担当：健康福祉部医療対策局医務国保課)	県内医療機関の医療安全体制の整備に対して必要な支援を行うとともに、医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を継続して実施します。	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数 【目標項目の説明】 三重県救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行う医療機関数	634機関 (26年度) 704機関
		医療安全対策加算届出医療機関数 【目標項目の説明】 100床以上の医療機関のうち、医療安全対策加算の届出をしている医療機関数	47機関 62機関

<p>12105 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 (主担当: 病院事業庁県立病院課)</p>	県立病院患者満足度	(調査中)	(検討中)
医療を必要とする人に対して、各県立病院に求められる役割をふまえた良質な医療サービスを提供することにより、患者満足度の向上を図ります。			<p>【目標項目の説明】 県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「診療に満足していますか」との設問に対する肯定的な回答の割合 </p>
<p>12106 適正な医療保険制度の確保 (主担当: 健康福祉部医療対策局医務国保課)</p>	県内市町の国民健康保険料の収納率	91.41% (26年度)	93.00% (30年度)
国民健康保険の財政の安定のために、県内市町の保険料の収納率の向上を推進するとともに、地域医療構想と整合した市町の取組を支援し、一層の医療費の適正化に取り組みます。			<p>【目標項目の説明】 県内市町の国民健康保険料の調定額のうち、収納できた額の割合 </p>

政策 I-2 命を守る

施策 1.2.2 介護の基盤整備と人材の育成・確保

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。

現状と課題

- 高齢化の一層の進展で、要介護状態になったり認知症を発症する割合の高い75歳以上の高齢者の増加が見込まれるとともに、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯も増加し、家庭の介護力の低下が懸念されています。
- 介護保険制度を円滑に運営し、サービスの質を向上させていくためには、介護保険制度を支える中心的な役割を担うケアマネジャーや認定調査員等の育成と資質向上が必要です。
- 介護ニーズが増加する中で、介護サービスの担い手となる介護従事者の確保が課題となっています。
- 市町とも連携し、介護基盤の整備を進めているところですが、施設サービスへのニーズが依然として高く、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を進める必要があります。
- 重度な要介護状態にとっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、まちづくり活動と連携し、それぞれの地域の特性に応じた、地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期からの適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携や、地域で本人と家族を支えるための支援体制を確立するとともに、虐待防止等の権利擁護の取組を充実させることができます。

新しい豊かさ・協創の視点

介護が必要になったり、認知症になっても、高齢者が安心して、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくよう、元気な高齢者をはじめとする地域住民やNPOなどに多様な生活支援サービスの担い手として活躍していただくとともに、県が認知症サポーターの養成や当事者・家族の自発的な取組を支援することで、介護や認知症に対する県民の理解と支援の輪を広げ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。

取組方向

- 介護サービスを充実させるため、ケアマネジャー等に対する各種研修を実施するとともに、介護サービス情報の公表や苦情処理体制の整備に取り組みます。
- 介護従事者を確保するため、市町や事業者団体等とともに、元気な高齢者など未経験者の参入促進や、資質向上、労働環境の改善等に取り組みます。
- 介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者の解消をめざして、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。
- 地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、各地域におけるまちづくりの視点も取り入れながら、生活支援サービスの充実や、在宅医療・介護連携の取組を支援します。
- 認知症の方や家族を支援するため、啓発活動、相談体制の充実、医療・介護サービスの充実、地域での支援体制の整備に取り組みます。また、高齢者虐待を防止するため、介護関係者等に対する研修を実施するなど、権利擁護の取組を進めます。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

施設整備や、在宅医療・介護連携の強化等により、地域包括ケアシステムの構築が進み、特別養護老人ホームへの入所待機が解消されています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホーム入所待機者数 〔創〕	863人 (26年度)	0人	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）

主な取組内容

(基本事業)

12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

市町における介護保険事業の安定的な運営を支援するとともに、ケアマネジャーや認定調査員等の研修、介護サービス情報の公表、苦情処理体制の整備に取り組みます。

12202 介護従事者の確保

(主担当：健康福祉部地域福祉課)

求人と求職のマッチング支援やシニア世代の介護職場への就労支援等を行うとともに、市町、事業者団体、職能団体、介護事業所等が実施する参入促進、資質向上、労働環境・待遇改善の取組を支援します。

12203 介護基盤の整備促進

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の広域型介護施設の整備を進めるとともに、市町が実施する地域密着型サービス施設等の整備を支援します。

12204 在宅生活支援体制の充実

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

地域包括支援センターの機能強化に向けて、各種研修や地域ケア会議へ専門職を派遣するとともに、地域における在宅医療・介護連携や生活支援サービスの整備等の取組を支援します。

12205 認知症施策の充実

(主担当：健康福祉部長寿介護課)

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る役割を担う認知症サポーターを養成するとともに、認知症の早期発見、相談窓口の充実および医療と介護の連携を強化するため、認知症サポート医の養成や認知症疾患医療センターの運営を補助します。

県の活動指標

目標項目 現状値 目標値

主任ケアマネジャー登録者数（累計）	825人 (26年度)	1,057人
-------------------	----------------	--------

〔目標項目の説明〕

ケアマネジャーに対する指導的役割を担う主任ケアマネジャーの登録者数

県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数	662人 (26年度)	710人
----------------------------------	----------------	------

〔目標項目の説明〕

県福祉人材センターが実施する福祉・介護職場での就労を希望する人への相談・支援や、求人・求職のマッチング支援事業等によって、介護職場等へ就職した人数

特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）	9,643床	10,647床
----------------------	--------	---------

〔目標項目の説明〕

特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型およびショートステイの転換）施設整備定員数

地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の開催回数	305回 (25年度)	440回 (30年度)
----------------------------	----------------	----------------

地域包括支援センターが、困難事例の検討、地域課題の把握や新たな地域の資源開発を目的として、行政等の関係機関、医療・介護等の多職種、ボランティア等の住民組織の参加を得て開催する地域ケア会議の開催回数

認知症サポーター数（累計）	108,069人 (26年度)	175,000人 (30年度)
---------------	--------------------	--------------------

〔目標項目の説明〕

認知症の人や家族を地域で支援する認知症サポーター数

政策 I-2 命を守る

施策 123 がん対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

現状と課題

- 県内のがんによる死亡者数は年間5千人を超え、県内における死亡原因の第1位であり、がんは重要な健康問題の一つとなっていることから、「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力してがん対策を推進していく必要があります。
- がんに罹患しない、あるいは罹患しても死に至らないようにするためには、生活習慣の改善などによる予防や、がん検診による早期発見に対する県民の皆さんの意識の向上を図ることが必要であり、特に児童期からがんに対する正しい知識の普及を図ることが必要です。
- 国の新たな拠点病院の整備指針を受けた県内のがん医療提供体制の再整理に合わせ、がん医療に係る施設や設備、人材の充実を図るとともに、関係機関による医療連携体制の強化が必要です。
- 「がん登録の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、がん患者の罹患状況等の情報が多く集約できるようになることから、これらのデータを積極的に活用してがん対策を進めていくことが必要です。
- 緩和ケアについては、県内各地で医師等を対象として研修を実施していますが、さらに受講者を増やす必要があります。また、患者等ががんと診断された時から適切な緩和ケアを受けられるよう、正しい知識の普及が必要です。
- がん患者およびその家族の不安、悩みを軽減するとともに、がん患者の治療と仕事の両立を支援するための相談体制や情報提供体制等の充実が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

がん検診の一層の向上ができるよう、ソーシャルマーケティング^{注)1}の手法を対象に合わせて活用し、県民の意識の向上を図るための取組を県民、NPO、企業、医療機関、市町等と連携しながら推進します。また、児童期からがんに対する正しい知識と生活習慣を身につけがん予防が図られるよう、がん教育の推進を図ります。

取組方向

- 児童期からがんに対する正しい知識を習得し、正しい生活習慣を身につけてがん予防を行うため、小中学校におけるがん教育の拡充を図ります。
- 検診効果の高い乳がん、子宮頸がん、大腸がんを重点としたがん検診の受診率向上を図るため、県民、NPO、企業、医療機関、市町等との連携により、がん検診への理解を深める取組を県民運動として実施します。また、働く世代に重点を置いた取組を行います。
- がん治療の充実を図るため、がん診療連携拠点病院をはじめとするがん治療に携わる医療機関の施設、設備等の充実を支援するとともに、三重医療安心ネットワークを活用した医療連携体制の充実を図ります。
- がん対策を効果的に推進するため、がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータを活用し、科学的な根拠に基づく取組を推進します。また、市町、医療機関へ分析結果を情報提供します。
- 緩和ケア体制の充実のため、がん診療に携わる医師等に緩和ケア研修を引き続き実施するとともに、県民に対してがんと診断された時からの緩和ケアの有用性について普及啓発を行います。
- がん患者とその家族の不安、悩みの解消、がん患者の就労支援のための相談体制・情報提供体制の充実を図ります。

主担当部局：健康福祉部医療対策局

平成31年度末での到達目標

県民の生命と健康をがんから守るため、がんを予防し、また、がんを早期に発見し早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数が減少しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数（年齢調整後）	70.8人 (26年)	66.0人 以下 (30年)	国が策定した「がん対策推進基本計画」の主目標の一つであり、がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数

主な取組内容

(基本事業)

12301 がん予防・早期発見の推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

がんの予防・早期発見のため、県民、NPO、企業、医療機関、市町等と協働し、乳がん、子宮頸がん、大腸がんについて、重点的に検診受診率の向上を図るとともに、がん検診の精度の向上をめざします。また、教育委員会と連携して児童期からのがん教育を推進します。

12302 がん医療の充実

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

県内のがん患者がその居住する地域に関わらず適切ながん医療を受けられるよう、がん診療の拠点となる医療機関を指定し、小児がんを含めたがん医療提供体制の一層の充実・強化を図ります。また、がんの治療効果向上のため、医科歯科連携についても引き続き推進します。

12303 緩和ケアの推進

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

がんに係る療養生活を送っているがん患者およびその家族を支援するため、療養生活の質の向上に向けて緩和ケアに係る人材育成を支援する取組を推進します。

12304 がん患者等への支援の充実

(主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課)

がん患者やその家族の不安等を軽減するため、がんに係る相談窓口を設置するとともに、治療と仕事の両立を支援するため、社会保険労務士による就労相談、企業等への積極的な情報提供等、がん患者の就労支援についての取組を推進します。

県の活動指標

目標項目

現状値

目標値

がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25年度)	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 40.0% (30年度)
-------------------------	---	---

【目標項目の説明】

乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率

がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数

6か所

10か所

【目標項目の説明】

手術、化学療法およびこれらの効果的な組み合わせによる、がんの標準的・集学的治療を提供する医療機関数(がん診療連携拠点病院は国指定、三重県がん診療連携準拠点病院は県指定)

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)

599人
(26年度)

929人

【目標項目の説明】

厚生労働省の示す開催指針に基づいた緩和ケア研修を修了した県内の医師数

がん患者等の就労について理解を得られた企業数(累計)

232社

1,192社

【目標項目の説明】

説明会及び事業所訪問で就労支援について理解を得られた企業数

注1) ソーシャルマーケティング：社会福祉の向上を目的として、行動心理学等に基づき、自発的な健康行動に影響を与えるようなマーケティング技術。

政策 I-2 命を守る

施策 124 こころと身体の健康対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、ソーシャルキャピタル^{注)1}を活用しながら、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんのが生活習慣病や難病等の病気の時も、適切な治療や支援を受けています。

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、糖尿病や高血圧症、歯周病などの生活習慣病に罹患する県民が増加することが予想されることから、病気の予防や早期発見、地域包括ケアシステムを活用した取組を強化するとともに、正しい食習慣の定着をはじめ、子どもの頃からの正しい生活習慣の習得など生涯を通じた健康づくりの推進が必要です。
- むし歯のない12歳児の割合が本県は全国平均を下回る状況が続いていることから、効果的な虫歯予防対策が急務です。また、障がい者（児）や高齢者等、通常の歯科保健医療サービスを受けられない県民のニーズに対応できる体制づくりが必要です。
- 本県の自殺者数は毎年400人前後で推移しています。自殺は、失業、多重債務等の社会的要因や健康などの個人的な属性が複雑に関係し、うつ病などを発症しているケースが多いことから、総合的なうつ・自殺対策を進めることができます。
- 平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな難病医療費助成制度が開始されました。法制化に伴う医療費助成対象疾病の拡大等、難病患者等に対する新制度の周知や、医療提供体制の整備等を引き続き推進していくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、県民の皆さんのライフステージに応じた取組を行うことが必要であり、住民どうしのつながりが強い地域では、健康づくりの取組が継続し、健康の維持や健康寿命の延伸につながると考えられることから、ソーシャルキャピタルを活用した県内各地域の取組を推進します。

取組方向

- 生涯を通じた健康づくりを推進するため、ライフステージに応じた取組の支援や健康に関する情報提供を行うとともに、県内各地域でソーシャルキャピタルを活用した健康づくりが展開されるよう、県民、NPO、企業、学校、市町等と連携して県民の健康づくりを推進します。
- 特定健康診査の受診率向上の取組等により、病気の予防・早期発見をし、生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置いた対策に取り組みます。
- 県民の健康的な食生活の実現に向けて、県民自らが取り組むことができるよう、さまざまな主体と連携した食育活動を推進し、バランスの取れた食事に関する普及啓発を行います。
- 歯と口腔の病気は心疾患、糖尿病など全身の病気と関連していることから、三重県口腔保健支援センターを中心に関係機関と連携しながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。
- うつ・自殺などこころの問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域自殺・うつ対策ネットワーク組織など地域の絆を生かし、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。
- 難病患者等への医療費助成や療養支援、生活支援等を行うとともに、医療提供体制の整備に取り組みます。

主担当部局：健康福祉部医療対策局

平成31年度末での到達目標

日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送る県民が増加することで、県民一人ひとりの幸福感が増進するとともに、人びとの活動が活発化して人と人とのつながりをより強く感じています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
健康寿命 (健康寿命の延び)	男 77.4歳 女 80.3歳 (25年)	男 78.3歳 女 80.9歳 (30年)	国の定める健康づくりの基本の方針である「健康日本21(第2次)」の目的の一つであり、県民の皆さんのが日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
目標項目	現状値	目標値	
12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 生活習慣病に着目した特定健康診査について普及啓発を行い、県民が二次予防を行うことができるよう取り組みます。	特定健康診査受診率	47.5% (25年度)	56.1% (29年度)
【目標項目の説明】 三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査(生活習慣病に関する健康診査)の受診率			
12402 歯科保健対策の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 歯科疾患予防対策、生活の質の向上のための口腔機能の維持・向上に向けた体制整備や、障がい者(児)、介護が必要な高齢者、中山間地域等の住民に対する歯科口腔保健サービスの充実といった歯と口腔の健康づくり対策に取り組みます。	在宅訪問歯科診療実施歯科医療機関数	198 機関	270 機関
【目標項目の説明】 在宅患者に対して訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数			
12403 こころの健康づくりの推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 県民一人ひとりのこころの健康を保ち、健やかに生活できるよう、自殺対策情報センターを核として相談等に係る人材の育成や地域自殺・うつ対策ネットワーク組織など地域の絆を生かし、地域の実情に応じた自殺対策に取り組みます。	関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数	8 か所	37 か所
【目標項目の説明】 企画段階から関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数			
12404 難病対策の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局健康づくり課) 難病患者やその家族等の療養生活の質の向上を図るために、医療費助成を行うとともに、相談窓口の設置や、「指定医療機関」の指定をはじめとする医療提供体制の整備の推進に取り組みます。	指定医療機関(診療所) 指定数	855 か所	1,006 か所
【目標項目の説明】 難病の患者に対する医療等に関する法律において、特定医療を提供できる医療機関として知事が指定する「指定医療機関(診療所)」の指定数			

注1) ソーシャルキャピタル：人びとの信頼関係や結びつき

政策 I-3 共生の福祉社会

施策 13.1 障がい者の自立と共生

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

現状と課題

- 障がい者の暮らしと日中活動の場の整備に取り組んでいますが、障がい種別や程度に応じて、地域生活を支援できるよう福祉サービスの充実に取り組む必要があります。
- 地域の事業所等における就労訓練を基本に、工賃向上や職場定着、就労の場づくりに係る取組をさらに充実・強化し、障がい者の自立と社会参加を促進していくことが求められています。
- 農林水産分野における障がい者の就労の場の創出に取り組んでいますが、障がい者が多様な扱い手として活躍できるよう、引き続き就労支援の充実を図る必要があります。
- 障がい者が必要な相談支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援体制の整備に取り組んでいますが、市町の一次的な相談機能を高めるため、各障害保健福祉圏域における地域支援機能やバックアップ体制の強化を図ることが必要です。
- 精神障がい者の長期入院の解消に取り組んでいますが、精神科病院からの退院を促進するとともに、地域で安心して生活できる体制づくりを進める必要があります。
- 共生社会実現に向けた啓発活動などの取組を進めていますが、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」への対応など、障がい者の権利擁護の取組を強化する必要があります。
- 障がい者の社会参加の機会の確保や情報保障に取り組んでいますが、さらなる機会の充実とともに、手話による意思疎通を一層進めるための法や条例の整備など情報コミュニケーションの支援が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

障がい者が自分らしく生き、社会で活動できるよう、「障害者権利条約」で保障されている「自己決定権」や「合理的配慮」の考え方に基づき、生活や就労、スポーツ、文化など、さまざまな場面で全ての県民によって社会全体で支える取組を進めます。

取組方向

- 障がい者の地域移行を促進するとともに、暮らしの場の確保や障がいの状態に応じた地域生活の支援体制の強化に取り組みます。
- 就労に向けた訓練のほか、事業所の工賃向上支援、職場定着支援、社会的事業所の創設、運営支援による雇用の場の拡大など、就労支援の充実に取り組みます。
- 県関係機関および民間事業者等と連携して農林水産分野における障がい者就労推進体制を整備し、農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参入を促進するための技術・経営支援等を進めます。
- 広域的、専門的な相談支援体制の整備、人材育成による相談支援の質的向上、ライフステージに応じた途切れのない支援、関係機関の連携強化に取り組みます。
- 休日・夜間における精神科救急医療体制を確保するほか、アウトリーチ^{注)1}の取組を拡大し、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりを進めます。
- 障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護の取組を進めます。また、スポーツや文化活動などへの参加機会の充実とともに、情報コミュニケーション支援に取り組みます。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	1,410人 (26年度)	1,871人	グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
目標項目	現状値	目標値	
13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) 暮らしや日中活動の場を確保し、福祉施設入所者の地域移行を促進するとともに、生活全般にわたる障害福祉サービスの充実に取り組みます。	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	6,775人 (26年度)	8,442人
13102 障がい者の就労促進 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) 就労訓練や定着の支援、工賃向上、就業・生活支援センターの機能強化、社会的事業所の創設・運営支援などに取り組みます。	一般就労へ移行した障がい者数	344人 (26年度)	480人
13103 農林水産業と福祉との連携の促進 (主担当：農林水産部担い手育成課) 障がい者を農林水産業の新たな担い手として育成を図るために、農林水産業で障がい者が活躍できる環境整備に取り組みます。	農林水産業と福祉との連携取組数（累計）	65件	101件
13104 障がい者の相談支援体制の整備 (主担当：健康福祉部障がい福祉課) 広域的、専門的な相談体制の整備、人材育成による相談支援の質的向上、関係機関の連携強化など、障がい者のニーズに適切に対応した相談支援体制の整備に取り組みます。また、障害福祉サービスの充実を図るために各種研修を実施します。	相談支援事業における支援件数	55,836件 (26年度)	60,202件

13105 精神障がい者の保健医療の確保 (主担当：健康福祉部障がい福祉課)	精神障がい者の入院後1年内に地域移行できた割合	88.0% (26年度)	92.0%
精神障がい者の地域生活定着のためのアウトリーチや、電話による24時間医療相談、休日・夜間ににおける精神科救急医療体制を整備するなど、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりに取り組みます。			
13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部障がい福祉課)	障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率	0%	100%
障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止などに取り組むほか、スポーツや文化活動などへの参加機会の充実、情報コミュニケーションに係る支援など、社会参加のための環境整備に取り組みます。			

注) 1 アウトリーチ（訪問支援）：入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。

政策 I-3 共生の福祉社会

施策 13.2 支え合いの福祉社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

現状と課題

- 地域における絆の希薄化、少子高齢社会の進展等により、福祉的支援を必要とする高齢者や障がい者、生活困窮者などを、社会全体で支え合う体制づくりが、これまで以上に必要となっています。
- 福祉サービスを提供する法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査の実施による社会福祉法人等の適正な運営を確保することが必要です。
- 福祉サービスを担う人材や提供されるサービスの質の向上が求められています。
- ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。また、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、商業施設や公共施設などを整備することが求められます。
- 家事や外出支援等の生活支援サービスや見守り活動を充実させるため、元気な高齢者自身が地域の担い手となることが必要です。
- 生活困窮状態に陥った背景には、失業、引きこもり、障がい、病気など多様な要因が考えられ、生活困窮者の個々の状態に応じた生活の保障や自立に向けた支援が求められています。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになっているため、平和への思いを次世代に継承していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者等の皆さんとの協働・連携のもとに、地域の支え合い体制づくり、ユニバーサルデザインのまちづくり、生活困窮者の自立支援などを進めます。

また、市町や各種団体が取り組む地域福祉の推進について、先進例に係る情報提供や広域調整、人材育成など、専門的・技術的な助言・支援を行います。

取組方向

- 高齢者等が地域で安心して暮らせるよう日常生活自立支援事業等の権利擁護の取組を進めます。
- 運営に課題のある社会福祉法人等に対し、重点的に指導監査を行います。
- 質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めます。
- さまざまな主体と連携して、おもいやり駐車場利用証制度の普及啓発や学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。また、市町や関係機関等との連携・協力のもと、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。
- 元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう、地域の活動の場づくりや、地域貢献活動を行う老人クラブ等への支援に取り組みます。
- 生活保護の適正実施を進めるとともに、保護受給者の経済的自立や社会生活の自立に向けた支援に取り組みます。また、生活困窮者への相談支援を的確に行い、生活保護に至る前の段階での自立支援に取り組みます。
- 戦没者慰靈事業等への若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
日常生活自立支援事業の利用者数	1,426人 (26年度)	1,920人	県社会福祉協議会の県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
13201 地域福祉活動の推進 (主担当：健康福祉部地域福祉課)	<p>民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等による地域福祉活動を支援するとともに、福祉的援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。</p>	民生委員・児童委員の相談支援件数	105,559件 (26年度) 107,000件
13202 質の高い福祉サービスの提供 (主担当：健康福祉部地域福祉課)		第三者評価を受審した福祉施設の数	17施設 (26年度) 40施設
13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (主担当：健康福祉部地域福祉課)	<p>社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施するとともに、社会福祉施設職員への研修の実施、福祉施設の第三者評価の受審促進、福祉サービスに対する苦情解決を行います。</p>	「おもいやり駐車場」の登録施設数	1,961施設 (26年度) 2,160施設
13204 高齢者の社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部長寿介護課)		地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数（累計）	4団体 (26年度) 87団体

13205 生活困窮者の生活保障と自立支援 (主担当：健康福祉部地域福祉課) <p>生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、離職等のため生活に困窮する人に対して、相談支援、就労支援など、自立に向けた支援を行います。</p>	就労支援を行う生活困窮者の人数	—	540 人
	【目標項目の説明】 生活困窮者の相談窓口（自立相談支援機関）において把握された生活困窮者について、生活保護に至る前の段階で就労支援を行った人数		
13206 戦没者遺族等の支援 (主担当：健康福祉部地域福祉課) <p>戦争犠牲者への慰靈事業を行うとともに、慰靈事業への次世代遺族の参加を促します。また、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。</p>	県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数	31 人	64 人
	【目標項目の説明】 県および全国戦没者追悼式への18歳未満の参加者数		

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 1.4.1 犯罪に強いまちづくり

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

現状と課題

- 地域の安全と安心を確保するため、犯罪の抑止と検挙に取り組んできた結果、平成 26(2014) 年中の刑法犯認知件数は、ピークであった平成 14(2002) 年から 6 割以上減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。一方、県民に強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子ども・女性が被害者となる性犯罪等は後を絶たず、また、平成 26(2014) 年中のストーカー・配偶者暴力事案の認知件数、特殊詐欺の被害額が過去最高を記録するなど、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。このほかにも、サイバー空間が県民の日常生活の一部となっている中で、インターネットバンキング不正送金事犯等のサイバー犯罪の多発やサイバー攻撃の危険性の増大といったサイバー空間における脅威の深刻化など、社会経済情勢の急激な変化に伴う新たな問題が出現しています。
- このような現状において、県民の皆さんの安全が保たれ、安心して暮らせる地域社会を構築していくためには、自治体や地域住民、ボランティア団体などのさまざまな主体と連携した犯罪抑止活動はもとより、社会経済情勢の変化等に伴う捜査環境の変容に柔軟に対応した検挙活動を一層推進していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らしていくための犯罪の起きにくい社会を構築するため、県民の皆さんとの協創による犯罪抑止活動を展開するとともに、発生した犯罪の徹底検挙に取り組みます。

取組方向

- 犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもや女性・高齢者の安全の確保、防犯ボランティア団体等による自主防犯活動の持続的な発展などに取り組むとともに、犯罪被害者等支援に対する県民の理解を得ることで、犯罪に遭わない・起こさない意識を醸成します。
- 犯罪を徹底検挙するため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用、科学捜査の高度化など、犯罪の痕跡と犯人とを結び付ける事後追跡可能性や客観証拠の確保に向けた取組を推進します。
- 警察活動を支える基盤を強化するため、交番・駐在所の施設や各種捜査支援システムなどの整備を図ります。

主担当部局：警察本部

平成31年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一緒にとなった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数	17,550件 (26年)	(調整中)	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く。）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
目標項目	現状値	目標値	
14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化 (主担当：警察本部生活安全部)	防犯ボランティアの団体数	604団体 (26年)	(調整中)
自治体等と連携し、犯罪抑止インフラの整備・拡充や、自主防犯活動の活性化を図るために支援、子どもの安全確保・非行防止、特殊詐欺の被害防止などの犯罪抑止活動に取り組むとともに、サイバー空間の安全・安心の確保を図るほか、犯罪被害者等を社会全体で支援する機運を高めます。	[目標項目の説明] 県警察において把握している防犯ボランティア団体のうち、平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体数		
14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化 (主担当：警察本部刑事部)	重要犯罪の検挙率	74.8% (26年)	(調整中)
迅速・的確な初動捜査の徹底、各種システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠の確保のための取組を強化し、検挙および暴力団対策等各種対策を行うことで、県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やサイバー犯罪など、県民に不安を与える種々の犯罪の徹底検挙を図ります。	[目標項目の説明] 重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ）に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合		
14103 県民の安全を守る活動基盤の整備 (主担当：警察本部警務部)	交番・駐在所の建て替え整備数 (調整中)	1か所	(調整中)
地域住民の安全・安心のよりどころである交番・駐在所や、装備資機材、各種捜査支援システムなど、警察活動を支える基盤の整備を図ることで、犯罪の抑止と徹底検挙を進めます。	[目標項目の説明] 交番・駐在所を1年間に建て替え整備する数		

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

現状と課題

- 県内の交通事故による死者数および負傷者数は長期的に見た場合には減少傾向にありますが、平成26(2014)年は約11,000人（1日あたり約30人）の方が死傷し、10万人あたりの死者数は全国ワースト3位と、県民の皆さんのが安全に安心して暮らしていくには未だ厳しい情勢にあることから、交通安全対策の強化が求められています。
- 飲酒運転違反の厳罰化にも関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者はなくならない現状にあり、飲酒運転はしない、させないという意識の定着とともに、アルコール依存症などの関連問題を含めて総合的な取組が求められています。
- 少子高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故が増加傾向にあるほか、次代を担う子どもを交通事故から守ることは社会的要請であることから、子どもや高齢者等の交通事故抑止対策の推進が課題となっています。
- 交通事故総数や死傷者数の減少に向けて、交通安全意識や交通マナーの向上のための教育・啓発や交通安全施設の整備、交通指導取締りなど、ソフト・ハード両面から交通安全対策を一層強力に推進することが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが安心して暮らしていくためには、交通安全意識の高揚や交通安全対策の推進により、交通事故が減少していることが必要です。そのため、さまざまな主体と連携して交通安全教育や啓発活動を推進します。

取組方向

- 県民一人ひとりが交通安全について互いに注意を呼びかけあい、「地域の安全は地域で確保する」という意識が醸成されるよう、さまざまな主体と連携し、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動を推進するとともに、防犯等の他部門とも連携した交通事故から県民を守る取組を推進します。
- 飲酒運転の根絶のため、規範意識の定着のための飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発と再発防止のための飲酒運転違反者へのアルコール依存症の受診義務などの対策を推進します。
- 子どもや高齢者が、安全で安心して生活できる交通環境の実現に向けた交通安全対策を推進するとともに、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者を育成することにより地域の主体的な交通安全活動を支援します。
- 交通安全施設の整備を推進するとともに、飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動を推進します。

主担当部局：環境生活部

平成31年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
交通事故死者数	112人 (26年)	70人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) 四季の交通安全運動などの取組により、広報・啓発を推進するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。 また、交通弱者の交通事故防止対策などを重点的に推進します。		交通事故死傷者数 【目標項目の説明】 交通事故による死者数と負傷者数の合計	10,829人 (26年) 8,500人以下
14202 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) 県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関等と連携し、教育・啓発活動を推進します。 また、飲酒運転違反者への教育やアルコール依存症の受診義務等の取組により再発防止を図ります。		高齢者交通事故死者数 【目標項目の説明】 交通事故死者数のうち、65歳以上の高齢者の数	57人 (26年) 35人以下
14203 安全で快適な交通環境の整備 (主担当：警察本部交通部) 歩行者や運転者が安全で快適に通行できるよう信号制御機の更新をはじめとした交通安全施設を整備します。		飲酒運転事故件数 【目標項目の説明】 飲酒運転が関係する人身事故発生件数	55件 (26年) 23件以下
14204 交通秩序の維持 (主担当：警察本部交通部) 飲酒運転や信号無視等の悪質・危険な違反、シートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた取締りや広報啓発活動を推進します。		老朽化した信号制御機の更新数（累計） 【目標項目の説明】 歩行者や運転者が安全で快適な交通環境を維持するために必要な信号制御機の更新数	25基 (26年度) 152基
	運転者のシートベルト着用率 【目標項目の説明】 一般道における運転者のシートベルト着用率	97.1% (26年)	99.0%

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 143 消費生活の安全の確保

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

現状と課題

- 消費者と事業者との間に、商品・権利・役務に関する内容や取引条件等について情報の質・量等の格差がある中で、IT環境の高度化や各種の技術革新に伴い商品等や商取引の多様化・複雑化が一層進み、新たな消費者トラブルが発生しています。中でも「自宅にいる」「貯蓄がある」高齢者や高齢者単身世帯の増加により、高齢者の被害がさらに増えると見込まれます。
- 国や県、市町が役割分担しつつ一体となって消費者行政に取り組み、自らの判断で合理的な消費活動ができるよう消費者教育の推進および啓発・支援を行っていくとともに、消費者に身近な市町の消費生活相談窓口をさらに充実させていくことが必要です。
- 安全で安心な消費生活を守るために、消費者団体、事業者団体、市町、関係機関等のさまざまな主体と連携し、地域の実情に応じて高齢者への対応を主とした取組を進めていくことが必要です。
- 安全で安心な社会の構築、健全な企業の発展のため、事業者においても、商品・サービスの適正な取引や表示に努めるとともに消費者のさまざまな声に耳を傾け、事業者自らの顧客満足度の向上に生かすことが不可欠なものとなっています。

新しい豊かさ・協創の視点

消費者、事業者、教育機関、福祉機関、県・市町等さまざまな主体が、消費生活の安全を支え合う意識を醸成することで、消費者トラブルの未然防止や早期解決を図ります。また、自らの消費活動が、将来の世代にわたって国内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを理解した、公正かつ持続可能な社会の形成にも寄与する、自主的かつ合理的な消費活動を促します。

取組方向

- さまざまな主体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」^{注1}を生かし、消費者と事業者等との情報交換や連携した啓発活動を活発に行うことにより、特殊詐欺を含む消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に、高齢者の被害を防止するため、「消費者啓発地域リーダー」、市町や福祉機関等による地域での啓発活動を促進・支援します。
- 消費者出前講座、青少年消費生活講座、お金に関する金融講座等を実施するとともに、学校や大学等の教育機関と連携して消費者教育に取り組むことにより、消費者トラブルの未然防止や自主的かつ合理的な消費活動の実現を図ります。
- 「三重県消費生活センター」は、県内の消費者行政の中核センターとして、専門的な相談対応や消費者事故等に関する情報集約・情報提供を行うとともに、新たな消費生活相談員等の人材育成や広域的連携による市町相談体制の充実への支援・助言を行います。
- 商品・役務の適正な表示、安全性の確保、悪質な商取引の防止のため、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」の改正等もふまえ、関係部局、市町、警察ほか関係機関、近隣府県等と連携して事業者指導・啓発を行います。

主担当部局：環境生活部

平成31年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合	44.8% (26年度)	50.0%	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用するとした人の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) 「みえ・くらしのネットワーク」を生かした啓発を行うとともに、消費者出前講座等の開催や啓発情報の提供に取り組みます。また、地域リーダーを支援するとともに、市町、福祉機関、老人クラブ等に働きかけ、地域での啓発活動を促します。	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わなかったために必要な知識が得られたとする人の割合	96.2%	100%
【目標項目の説明】 出前講座等でのアンケートにおいて、消費者トラブルに遭わなかったために必要な知識が得られた（内容を理解できた）と回答した受講者の割合			
14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) 「三重県消費生活センター」の専門性を確保し、消費者からの相談に迅速かつ適切に対応するとともに、市町を含む相談員の資質向上等を図り、県内の相談体制の充実を支援します。また、適正な商取引が行われるよう、事業者に対して指導・助言等を行います。	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	92.3% (26年度)	95.0%
【目標項目の説明】 消費生活相談において、「三重県消費生活センター」が斡旋を行った相談のうち消費者トラブルが解決した割合			

注) 1 「みえ・くらしのネットワーク」：安全・安心な消費生活環境の実現をめざして、広く消費者への啓発等を行うために設けた、消費者団体、事業者団体、行政ほか関係機関・関係団体を会員とする連携体（平成22（2010）年9月設立）。

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携し、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組むことで、薬物の乱用のない社会と、人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現しています。

また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保されているとともに、生活衛生営業施設の衛生が確保され、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 民間団体、学校、市町等の関係機関が連携して、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組んできましたが、危険ドラッグなど新たな薬物乱用もあり、関係機関と連携して取組を強化することが必要です。
- 動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等により、犬・猫の殺処分数は減少傾向にありますが、将来的に殺処分がなくなることをめざし、取組を強化する必要があります。
- 医薬品等製造業者等に対する監視指導や県民への医薬品等の適正使用のための情報提供などを実行してきましたが、引き続き、医薬品等の品質、有効性および安全性の確保を図るために、医薬品等製造業等の監視指導などに取り組む必要があります。また、将来にわたり安全な血液製剤を確保するため、若年層に対する献血啓発などに取り組む必要があります。
- 生活衛生営業施設に対する監視指導や衛生管理に関する講習会等を行ってきましたが、施設における衛生確保を図るため、引き続き、監視指導などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民一人ひとりが薬物乱用を許さない意識と動物を愛護する意識を持ち、安心し豊かに暮らせるよう、関係機関等と連携し、薬物乱用防止と動物愛護管理の取組を強化します。

また、安全な製品やサービスが供給され安心して利用できるよう、医薬品等製造業者等や生活衛生営業者に自主管理を促すとともに、県民一人ひとりの献血意識の向上に取り組みます。

取組方向

- 薬物乱用防止に関する推進体制や必要な規制などを規定した「三重県薬物の濫用の防止に関する条例」等に基づき、危険ドラッグ販売店舗等に対する取締りを行うとともに、薬物乱用防止の啓発や再乱用防止対策などに取り組みます。
- 新たに三重県動物愛護推進センター（仮称）を整備し、動物愛護管理の拠点と位置付け、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導などの引取り数を減らす取組や譲渡事業等を行うとともに、動物による危害発生防止に取り組みます。
- 医薬品等製造業者等の監視指導や品質管理に関する研修会を行うとともに、県民に対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の提供に取り組みます。また、献血については、県民への啓発に加え、高校生などを対象としたセミナーの開催や献血ボランティア活動の推進などに取り組みます。
- 生活衛生営業施設の監視指導を行うとともに、営業者に対し衛生管理に関する講習会等を行うことで自主的な衛生管理の推進を図ります。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

多くの関係機関と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する県民の意識が向上するとともに、取締りの強化により容易に薬物が入手できない環境が整備されています。また、医薬品等の製造業者等および生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
危険ドラッグの販売店舗数 (インターネット販売店舗を含む。)	1件 (26年度)	0件	警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗(インターネット販売店舗を含む。)に対し、監視指導を実施した後の店舗数
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
14401 薬物乱用防止対策の推進 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) 学校等における薬物乱用防止教室などの講習会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの啓発による「未然防止対策」、薬物依存症者やその家族等に対する支援を中心とした「再乱用防止対策」、さらに関係機関が連携した「取締対策」の3つの対策により薬物を許さない社会環境づくりを進めます。	薬物乱用に関する知識と理解を深めた人数(累計)	388,992人 (26年度)	689,000人
14402 人と動物との共生環境づくり (主担当：健康福祉部食品安全課) 県の動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター(仮称)を整備し、動物愛護教室などの普及啓発活動の取組等を強化します。 また、動物による危害発生の防止に取り組みます。	犬・猫の殺処分数	627匹 (26年度)	200匹以下
14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) 医薬品等製造業や販売業に対して監視指導やGMP適合性調査 ^{注)1} を実施するとともに、県内薬事関係企業を対象とした研修会等を実施します。 また、安全な血液製剤を確保するため、献血推進に取り組みます。	県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合	97.3% (26年度)	100%
14404 生活衛生営業の衛生確保 (主担当：健康福祉部食品安全課) 生活衛生営業施設の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設の自主的な衛生管理の推進を図ります。	生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合	99.9% (26年度)	100%

注) 1 GMP適合性調査：「医薬品および医薬部外品の製造所における製造管理および品質管理の基準」の適合性に係る調査をさす。

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 145 食の安全・安心の確保

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られているとともに、高病原性鳥インフルエンザ^{注)1}等の食に関する課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備され、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。

現状と課題

- 消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導や食品の検査等に取り組んでいますが、食の安全・安心を確保するためには引き続きこれらを実施し、県内に流通する食品の安全性を確保することが必要です。
- 米穀の不適正流通や食材の不適正な表示事案が発生していることから、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食の安全・安心を確保するための自主的な取組を促進する必要があります。
- 食の安全・安心の確保のためには、行政等の取組だけでなく、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め自ら判断・選択することが必要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- 食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫体制の強化や農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等の適正使用管理、安全・安心な農水産物生産システムの構築を図ることが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

安全で安心な食品が供給され、県民の皆さんのが安心して暮らせるよう、食品関連事業者、生産者および県民の皆さん等幅広い分野の方々と連携して、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上や自主管理の促進、消費者への啓発等に取り組むとともに、リスクコミュニケーションの機会を通じて相互理解を深めます。

取組方向

- 県内に流通する食品の安全・安心を確保するため、危害発生リスクに応じた食品関係施設の監視指導を実施することで施設の衛生を確保します。また、食品中の残留農薬や微生物等の検査により食品の基準の適合性確認を行うとともに、食品関係施設や米穀取扱事業者の立入検査により「食品表示法」や米トレーサビリティ法の基準の適合性確認を行います。
- 食品関連事業者や生産者に対して研修などによりコンプライアンス意識の向上を図るとともに、衛生管理や食品表示等についての自主点検など自主管理の取組を促進します。
- 食の安全・安心への消費者、食品関連事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報を公開するとともに、リスクコミュニケーションの機会の充実に取り組みます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に係る防疫体制を強化するとともに、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用の監視指導、農水産物の生産工程管理および衛生管理の推進に取り組みます。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る全ての過程において監視指導を行うとともに、食品関連事業者の自主管理体制が構築されることにより、安全で安心な食品が供給されています。

県民指標		目標項目の説明	
目標項目	現状値	目標値	
食品の基準適合の確認率（累計）	16.2% (26年度)	100%	検査する全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設のうち、基準に適合していることを確認した食品や施設（不適合であったが適合するよう改善したものを含む）の割合

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
14501 食の安全・安心の確保 (主担当：健康福祉部食品安全課) 食品関係施設の監視指導、食品の検査、食品表示の適合性確認等を実施するとともに、食品事業者の自主管理を促進します。 また、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施します。	食品事業者の自主点検実施件数	728件 (26年度)	34,200件
【目標項目の説明】 自主点検を実施している食品営業許可施設数			
14502 農水産物の安全・安心の確保 (主担当：農林水産部農産物安全課) 家畜伝染病、米トレーサビリティ法および農産物検査法等の監視指導体制を強化するとともに、生産工程管理、衛生管理を推進し、農水産物の安全・安心の確保を図ります。	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率	100% (26年度)	100%
【目標項目の説明】 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病が県内で発生した場合に、発生農場を汚染源とした未発生農場への感染拡大を防いだ割合			

注) 1 高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を引き起こすタイプをさす。

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 感染症の早期探知を行う感染症情報システムを構築するとともに、中心的役割を担っていただく感染症情報化コーディネーターを養成しました。今後は、学校、保育園、医療機関等の施設が、本システムの活用やコーディネーター等との連携により、予防や感染拡大防止に取り組んでいただくことが必要です。
- 新型インフルエンザや中東呼吸器症候群（MERS）等のような、発生すると社会的影響の大きい感染症については、適切な治療や防疫措置を講じるために、感染症指定医療機関の整備や防疫用品等の備蓄を行ってきたところです。今後は、関係機関と連携した訓練等を行い、防疫体制の充実を図る必要があります。
- エイズや肝炎対策については、早期発見、感染拡大防止のために、無料検査を行うとともに、陽性者については、相談体制を整備し、適切な治療につなげました。引き続き、県民の方が検査を受けていただくよう啓発をしていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

感染症に関して不安を感じることなく、安心して暮らすことができるよう、感染症情報システムを活用し、学校、保育所、医療機関などや、県民一人ひとりが、感染予防に理解を深め、適切な予防行動が行なえるよう取り組みます。また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、適切な防疫措置ができるよう関係機関と連携を進めます。

取組方向

- 感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、コーディネーターと協力しながら予防対策を行う推進者を新たに養成します。また、感染症情報システムの機能を拡充するとともに、コーディネーターや推進者、各施設等と連携を図りながら予防や感染拡大防止に取り組みます。
- 発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、防疫用品等の備蓄を行うとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携体制を強化します。また、関係機関を含めた患者搬送や情報伝達の訓練等を行い、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- HIV（エイズの原因となるウイルス）や肝炎の無料検査等を実施するとともに、県民に検査を受けていただくよう、イベント等にあわせて啓発を行います。また、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制を整備します。

主担当部局：健康福祉部

平成31年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識が高められ、感染予防や感染拡大防止対策がとられています。
また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、速やかな防疫措置ができています。

県民指標		目標項目の説明	
目標項目	現状値	目標値	
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合	98.6% (26年度)	100%	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
14601 感染予防のための普及啓発の推進 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) 地域や施設等における感染予防のために、感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、普及啓発する推進者を育成します。さらに、コーディネーターや推進者等をとおして、県民に予防対策を啓発するとともに、あわせて、感染症情報システムを活用した情報提供を行い予防対策を推進します。		感染予防を普及啓発する推進者の総数（累計）	— 400人
14602 感染症危機管理体制の整備 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) 新型インフルエンザや中東呼吸器症候群（MERS）等の発生すると社会的影響の大きい感染症に備え、関係機関との訓練を行い、防疫体制の強化を図ります。また、抗インフルエンザウイルス薬や防疫用品を備蓄するとともに、感染症移送車を配備します。		感染症危機管理に関する訓練実施率	20.0% (26年度) 100%
14603 感染症対策のための相談・検査の推進 (主担当：健康福祉部薬務感染症対策課) HIV、肝炎検査の検査体制の充実を図るとともに、県民への啓発を行い早期発見につなげます。また、陽性者が安心して治療ができるよう相談体制を整備します。さらに、結核については、的確な治療につながるよう健康診断や医療費の助成等を行います。		HIV（エイズの原因となるウイルス）検査受診者数	1,671件 (26年度) 1,700件

政策 I-4 暮らしの安全を守る

施策 147 獣害対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

農山漁村に暮らす皆さんとともに、野生鳥獣の被害防止や生息数管理、獣肉等の利活用を促進する総合的な獣害対策に取り組むことにより、獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村の実現につながっています。

現状と課題

- 野生鳥獣による被害の減少に向け、集落ぐるみによる追い払いや侵入防止柵の整備などを進める「被害対策」、野生鳥獣の捕獲力強化や森林再生による生息環境の創出などを進める「生息管理」、適正に捕獲した野生獣を地域の未利用資源として有効に生かす「獣肉等の利活用」の3本柱の取組を、これまで市町や関係団体等と連携しながら総合的に展開してきました。
- 農林水産業被害金額は着実に減少してきていますが、県内の全集落代表者に実施しているアンケート調査では、サル、ニホンジカ、イノシシによる被害があると回答する集落数は減少傾向になく、侵入防止柵未整備の農地等における被害は、依然として深刻な状況にあります。また、自動車等との衝突事故や家屋への侵入など生活被害も生じています。
- サル、ニホンジカ、イノシシについては、特に被害も大きいことから、増えすぎた野生鳥獣を管理する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、個体数調整に取り組んでいるものの、依然、個体数が多いため、生息の状況もふまえつつ、大量捕獲技術の開発・普及などを通じて、効果的かつ効率的に捕獲を進めていく必要があります。
- これまでの3本柱の取組をさらに深化・発展させ、より効果的に獣害対策を促進するためには、地域の人材の育成を含め、集落ぐるみ・地域ぐるみで対策に取り組むための「体制づくり」に注力する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

地域ぐるみで獣害につよい集落づくりに取り組むことにより、地域住民相互の絆の醸成や地域コミュニティの維持が図られるとともに、被害軽減によって、農林漁業者の生産意欲の向上や生きがいの醸成が図られ、栽培の拡大や農林地の維持・再生につながります。また、「生息数管理」を行うことで、野生鳥獣との共生が図られ、安心して暮らせる農山漁村が実現するとともに、獣肉を地域おこしの素材として活用することで、地域活力の向上につながります。

取組方向

- 獣害につよい集落づくりを進めるため、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と、集落における捕獲体制の構築などを進める「体制づくり」に取り組みます。また、生活被害の軽減につながるよう関係機関との情報共有、連携強化を図ります。
- 野生鳥獣による「被害防止」に向けて、侵入防止柵の計画的な整備やこれまでに開発した大量捕獲技術を活用した捕獲を進めるなど、獣害につよい集落づくりに取り組みます。
- 野生鳥獣との適正な共生をめざした「生息数管理」の実践に向け、増えすぎた野生鳥獣について、大量捕獲技術の開発・普及や捕獲を担う人材の確保・育成を進めながら、ニホンジカの生息数推定やサルの群れのモニタリング等を基礎とした個体数調整の強化に取り組みます。
- 獣肉等利活用に取り組む環境づくりを進めるため、県が定めた『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルの普及と、マニュアルを遵守した事業者を登録する「みえジビエ登録制度」の拡大に取り組みます。また、獣肉利活用を促進するため、付加価値向上や販路拡大などに取り組みます。

主担当部局：農林水産部

平成31年度末での到達目標

農山漁村の振興を図るうえで、支障となっている獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村づくりが進むとともに、持続的な農林水産業の展開につながっています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
野生鳥獣による農林水産業被害金額	558 百万円 (26年度)	460 百万円 以下 (30年度)	サル、ニホンジカ、イノシシ、カワウ等による農林水産業の被害金額
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
目標項目	現状値	目標値	
14701 獣害対策の体制づくりの推進 (主担当：農林水産部獣害対策課)	「獣害対策に取り組む集落」の確保・育成、および地域の持続的な捕獲体制の構築を支援するとともに、地域リーダー育成のための指導者育成講座を開催します。また、被害対策の着実な実施に向け、関係機関との情報共有、連携強化に取り組みます。	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数（累計）	470 集落 (26年度) 600 集落 (30年度)
14702 獣害による集落活動の実践による被害防止の推進 (主担当：農林水産部獣害対策課)	集落ぐるみによる追い払いの実施や侵入防止柵の整備、およびそのメンテナンスなどの取組を支援します。また、市町等が行う有害捕獲活動に対する支援や、被害減少に効果的な捕獲技術の実証や普及に取り組みます。	被害が大きい集落の割合	47.0% (26年度) 36.0% (30年度)
14703 野生鳥獣のモニタリングに基づいた生息数管理の推進 (主担当：農林水産部獣害対策課)	科学的なモニタリングに基づいた生息数管理に取り組みます。 特にサル、ニホンジカ、イノシシによる被害減少につなげるため、国の「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（環境省・農林省）」の方針に基づき、計画的な個体数調整などに取り組みます。	ニホンジカの推定生息頭数	56,200 頭 41,500 頭
14704 獣肉等利活用の促進 (主担当：農林水産部フードイノベーション課)	「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及啓発、「みえジビエ登録制度」の拡大や付加価値向上と販路拡大に取り組みます。	みえジビエとして利活用された野生獣頭数（ニホンジカ、イノシシ）	817 頭 (26年度) 1,300 頭

政策 I-5 環境を守る

施策 15.1 地球温暖化対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

現状と課題

- 三重県域における平成24(2012)年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度(平成2(1990)年度)に比べると6.9%増(森林吸収量を含む)と大きく増加しています。排出量の内訳を二酸化炭素で見ると、産業部門が56%、運輸部門が15%と排出量の大部分を占める一方、伸び率(平成2(1990)年度比)では、民生業務部門(オフィス、店舗等)が102%、民生家庭部門が25%と大きな伸びを示しています。
- 県民、事業者等において、個々に地球温暖化対策の取組が進められているものの、連携した地域の低炭素なまちづくりといったものとはなっていません。
- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災とそれに伴う原発事故により、エネルギー問題が大きくクローズアップされ、県民の皆さんや事業者に省エネルギーの意識が高まりつつあるものの、必ずしも県域の二酸化炭素排出削減につながっていない状況にあります。
- 世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、温暖化の影響と思われる変化があらわれてきています。
- 今後の環境行動の定着を図るために、子どもたちへの環境教育が重要です。

新しい豊かさ・協創の視点

地球温暖化による影響が既に身近に起こりつつあり、さまざまな主体が自らのこととして地球温暖化防止に向けた具体的な行動に取り組む必要があります。

地域の特性を生かした再生可能エネルギー等の導入や技術革新によって、地域が活性化した豊かな低炭素社会づくりを進めます。

取組方向

- 「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を総合的に推進していきます。
- 地域が一体となって電気自動車等を活用するなど、低炭素なまちづくりを進めることにより、温室効果ガスの排出削減を促進します。
- 県民の皆さんや事業者に対しては、県や地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの利用等によるエネルギー使用量の削減を進めます。
- 事業者には、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)等の環境マネジメントシステムの普及拡大を図り、環境経営による環境負荷の低減を促進します。
- 気候変動の影響や地球温暖化対策(緩和策・適応策)について、県民や事業者に情報提供していきます。
- 「三重県環境学習情報センター」を拠点に環境教育を推進していきます。

主担当部局：環境生活部

平成31年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。
また、県民、事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,323 千t-CO ₂ (25年度)	1,223 千t-CO ₂ (30年度)	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

目標項目 現状値 目標値

15101 温室効果ガス排出削減の取組推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 「三重県地球温暖化対策実行計画」を着実に推進し、温室効果ガスの排出削減を進めます。	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率 【目標項目の説明】 「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書対象事業者の温室効果ガス排出量の増減比率	0% (25年度)	+2.0%以下 (30年度)
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 市町と共に進める「低炭素なまちづくりネットワーク会議」等を活用し、先進事例を学んだり、情報交換を行うことで、具体的な低炭素なまちづくりの取組を進めます。	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数（累計） 【目標項目の説明】 電気自動車等の活用などの二酸化炭素排出削減対策に取り組む地域の数	1地域 (26年度)	10地域
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 気候変動の影響や地球温暖化の問題について情報提供を行い、県民や事業者の取組を促進します。	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合 【目標項目の説明】 県民や事業者向けの地球温暖化防止や気候変動による影響に関する講座後のアンケートで、地球温暖化対策等の活動に取り組む意向を示した受講者の割合	95.8%	100%
15104 環境教育の推進 (主担当：環境生活部地球温暖化対策課) 「三重県環境学習情報センター」を活用した講座やイベントの開催などにより、子どもたちを中心に戸籍教養を行い、地球温暖化防止等の環境行動の定着を図ります。	環境教育講座等参加者の満足度 【目標項目の説明】 小学校高学年以上を対象とした講座におけるアンケート調査で、その内容等について「非常によい」、「よい」と回答した参加者の割合	98.7% (26年度)	100%

政策 I-5 環境を守る

施策 152 廃棄物総合対策の推進

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

現状と課題

- 県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量、最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にありますが、一層「ごみゼロ社会」の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 産業廃棄物の3Rの推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されました。排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の一層の取組が求められています。
- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理については件数、量ともに減少傾向にありますが、依然として後を絶たない状況です。今後、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが求められています。
- 過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

廃棄物の適正処理の体制整備により安全・安心を確保し、発生抑制や質に着目した循環利用を推進することで低炭素社会づくりや自然共生社会づくりにもつながる循環型社会を構築していく必要があります。そのため、県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が地域特性などに応じた最適な規模の循環の形成に取り組み、持続可能な循環型の地域づくりを進めていきます。

取組方向

- ごみの発生・排出抑制や循環利用を推進することにより、最終処分される廃棄物を極力抑制し、レアメタルや未利用エネルギーの回収・活用、効率的なごみ処理システムの構築など、循環の質を高めるための取組を進めます。また、 RDF焼却・発電事業の安全で安定した運用を図るとともに、将来にわたって一般廃棄物の適正処理がなされるよう市町との連携に努めます。
- 産業廃棄物が貴重な資源として一層有効活用されることをめざし、排出事業者や処理業者の3Rの取組を促進します。特に、レアメタルの回収や、使用済み製品の再資源化、廃棄物の性状に応じた適正な規模での循環の形成など、地域循環の高度化を図るための取組を進めます。
- 電子マニフェストの活用や優良認定処理業者の育成を進め、産業廃棄物の排出事業者の処理責任を徹底するとともに、監視指導により不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応を進めます。また、東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制を整備します。
- 不適正処理4事案について、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進め、安全・安心を確保します。

主担当部局：環境生活部廃棄物対策局

平成31年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理4事案についても着実に是正されてきています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
廃棄物の最終処分量	293千t (26年度)	270千t	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量(速報値)
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
目標項目	現状値	目標値	
15201 ごみゼロ社会の実現 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課) ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物が地域で資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量) 【目標項目の説明】一般廃棄物年間排出量を人口および365日で除した数値(速報値)	978g／人日 (26年度)	943g／人日
15202 産業廃棄物の3Rの推進 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課) 産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物が貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。	産業廃棄物の再生利用率 【目標項目の説明】産業廃棄物の排出量に対する再生利用量(排出事業者および処理業者で再生利用された量)の割合(速報値)	43.0% (26年度)	43.5%
15203 廃棄物処理の安全・安心の確保 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課) 廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、生活環境の保全と安全・安心の確保を図ります。	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率 【目標項目の説明】不法投棄等不適正処理事案について、行為者等が改善に着手した割合	83.9% (26年度)	100%
15204 不適正処理のは是正措置の推進 (主担当:環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理PT) 産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等があり、原因者による措置が困難な4事案について、行政代執行による是正措置を実施し、着実に環境修復を行います。	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率 【目標項目の説明】不適正処理4事案をそれぞれの実施範囲等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合	25.0% (26年度)	81.3%

政策 I-5 環境を守る

施策 153 豊かな自然環境の保全と活用

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

現状と課題

- NPO等によって自主的に行われている生物多様性の保全活動は広がりを見せており、こうした保全活動が持続的に展開されることが重要です。また、県内の希少野生動植物の生息・生育状況を継続的に調査し、県民の皆さんと情報を共有することで、これまで以上に自発的な保全活動を促進する必要があります。
- 県内の野生動植物がおかれている環境は、依然厳しい状況から、希少野生動植物の生息・生育環境の保全のためには、開発などに伴う自然環境への影響を軽減していく必要があります。
- 県内各地で、さまざまな活動団体によるエコツーリズムの取組が行われています。こうした取組を一層広め、定着させるとともに、自然とのふれあいの場となる自然公園施設の整備に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、豊かな自然やそこで生きる動植物にふれあうことは、自然環境や生物多様性の保全意識を高めるとともに、自然から得られる癒し効果を実感する機会となります。また、県民の皆さんが連携して、自然環境や生物多様性の保全活動を進めることで、地域の魅力のさらなる創出はもとより、地域の絆を深めていくことにもつながります。

取組方向

- 生物多様性の確保に向け、県民の皆さんとの参画を得ながら、県内の希少野生動植物の現状把握と保全に向けた取組を進めます。特に、希少性などが高い動植物については、三重県自然環境保全条例に基づき希少野生動植物種に指定し、保全活動を進めます。また、希少野生動植物種や里地・里山・里海などの保全活動を実施するNPO等に対し、専門知識や必要な情報の提供などに取り組みます。
- 身近な自然環境や生物多様性によって私たちが享受している恩恵などの情報発信を通じて、それらを保全し持続的に利用することの重要性を県民の皆さんに普及啓発していきます。
- 優れた自然環境の保全や生態系の維持回復を図るため、自然公園や三重県自然環境保全地域等の適正な管理とともに、外来生物対策を進めます。また、事業者等による開発や、河川・海岸等の整備に際しては、自然環境や希少野生動植物に配慮したものとなるよう、適切な指導等に取り組みます。
- 県民の皆さんに自然の価値や大切さが理解されるよう、民間活動団体等による地域の自然の魅力を生かしたエコツーリズムの取組を促進します。また、県民の皆さんのが快適な利用につながるよう、自然公園施設等の整備を計画的に進めます。

主担当部局：農林水産部

平成31年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPO等による生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らせる自然環境が維持保全されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自然環境の保全活動団体数	74 団体 (26 年度)	84 団体	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動及び里地・里山・里海等の保全活動を継続して実施している実施団体数の合計

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
15301 貴重な生態系と生物多様性の保全 (主担当：農林水産部みどり共生推進課) 県指定の希少野生動植物種の調査や保全活動、外来生物対策の普及啓発に取り組みます。また、里地里山保全活動認定団体等による里山整備や、NPO等が行う希少野生動植物種の自主的な保全活動を支援します。さらに、自然公園や三重県自然環境保全地域の特別地域など重要な地域において、貴重な生態系を維持回復する取組を進めます。	希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率	35.0% (26 年度)	100%
15302 自然とのふれあいの促進 (主担当：農林水産部みどり共生推進課) 利用者が安全に自然公園を楽しめるよう、自然公園施設の維持管理に取り組むとともに、老朽化や災害等で補修が必要な公園施設等の整備を計画的に進めます。また、民間団体等による自然公園等の資源を活用したエコツーリズムの取組を促進します。	自然とのふれあい体験の満足度	(調査中)	(検討中)

政策 I-5 環境を守る

施策 154 大気・水環境の保全

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

現状と課題

- 大気環境はおおむね良好な状態に改善されていますが、健康に影響を与える光化学スモッグ^{注)1}やPM2.5^{注)2}については、依然として、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況です。
- 河川の水質は、環境基準(BOD^{注)3})の達成率が90%以上で推移しており改善傾向にあります。一方、海域の水質については環境基準(COD^{注)4})の達成率が50%前後で推移しており、また、伊勢湾においては赤潮や貧酸素水塊が毎年発生している状況です。水質汚濁の主な要因となっている工場・事業場排水や生活排水について汚濁負荷の削減等による水質改善が求められています。
- 自動車排出ガスの影響により、一部の測定地点では二酸化窒素濃度が環境基準に近い水準で推移しており、局地的には環境基準を超過する濃度となっているおそれがあります。
- 生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均と比較してまだ低く、未整備人口の解消が求められています。
- 伊勢湾等の海岸域では、河川を経由して流入したごみが多量に漂着しており、砂浜等の景観の悪化が課題となっているほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けて、流域圏でのネットワークづくりや、環境保全活動の拡大と活性化が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

美しい自然環境の中で、豊かで魅力ある地域づくりを進め、県民の皆さんのが安全・安心で豊かな生活を営むためには、大気環境と水環境が保全されている必要があります。そのため、工場・事業場の法令遵守はもとより、負荷量の削減に向けた取組を促進するとともに、人と人とのつながりを深めることなどを通じて、環境を守ろうとする意識の醸成を図り、さまざまな主体による環境保全活動の拡大と活性化を図ります。

取組方向

- 光化学スモッグやPM2.5による被害を未然に防止するため、予報等の情報伝達を速やかに行うとともに、光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組みます。
- 伊勢湾の水質改善に向け、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷の削減に取り組みます。
- NOx・PM法^{注)5}に係る自動車環境対策については、事業者や関係団体の協力を得ながら大気環境への負荷が少ない自動車の利用を進めるとともに、大気汚染物質濃度を注視し、必要な対策を実施します。
- 生活排水対策については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して、下水道、浄化槽、集落排水施設等の効率的・効果的な整備が行われるよう地域の実情に応じた適切な手法による整備を進めます。
- 海岸漂着物対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を構築し、美しい海岸を保全していきます。また、伊勢湾流域圏の愛知県、岐阜県、名古屋市とも連携し、本県がリーダーシップをとり海岸漂着物の発生抑制等の対策に取り組みます。
- 伊勢湾の汚濁のメカニズムなどを解明するため、大学等研究機関と連携して調査・研究を推進します。

主担当部局 環境生活部

平成31年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排出水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	91.2% (26年度)	97.0%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合 ^{注)6}
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
目標項目	現状値	目標値	
15401 大気・水環境への負荷の削減 (主担当:環境生活部大気・水環境課)	大気・水質の規制対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の状況を確認・指導します。また、大気環境、公共用水域(河川、海域)および地下水の常時監視を行い適合状況を確認します。	大気・水質の排出基準適合率	100% (26年度)
15402 自動車環境対策の推進 (主担当:環境生活部大気・水環境課)	大気環境への負荷が少ない自動車の利用を進めます。国の大気汚染物質濃度の評価手法をふまえ、自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の進行管理に関する調査を実施し対策につなげます。	N O x・P M法対策地域全体の大気環境基準達成率	100% (26年度)
15403 生活排水対策の推進 (主担当:環境生活部大気・水環境課)	「生活排水処理アクションプログラム」に基づき関係機関と連携し、下水道・集落排水施設等については計画的・効率的な整備を行い、浄化槽については補助制度により施設整備を促進します。	生活排水処理施設の整備率	82.2% (26年度)
15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進 (主担当:環境生活部大気・水環境課)	伊勢湾流域圏を中心とした環境保全活動を広域的にネットワーク化する「伊勢湾・森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を3県1市の連携により実施するなど、さまざまな主体による森・川・海における環境保全活動の活性化を進めます。	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	25,984人 (26年度)
[目標項目の説明] 工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙等および公共用水域への排出水が大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の排出基準に適合している割合および不適合であったが適合するよう改善した割合		[目標項目の説明] N O x・P M法対策地域全体における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成した割合(面的評価方法の確定後は、その評価地点を対象に加えます。)	
[目標項目の説明] 下水道、浄化槽、集落排水施設等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合		[目標項目の説明] 「伊勢湾・森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数	

<p>15405 環境保全のための調査研究成果の還元 (主担当：環境生活部大気・水環境課)</p> <p>光化学スモッグや PM2.5 などの大気環境、伊勢湾再生などの水環境に関する調査研究を行い成果を公表します。</p>	<p>大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数</p> <p>【目標項目の説明】 大気環境および水環境の保全に関する分析業務のほかに調査研究を行い、その成果として学会、論文または企業への出張講座等で公表した研究事業数</p>	4件 (26年度)	7件
---	--	--------------	----

- 注) 1 光化学スモッグ：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、それにより生成する有害物質等が空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。
- 注) 2 PM2.5：微小粒子状物質。大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子。PM2.5 は非常に小さい（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。
- 注) 3 BOD：生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量
- 注) 4 COD：化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質（有機物）を化学薬品（酸化剤）によって分解させたときに消費される酸素の量
- 注) 5 NO_x・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染を防止し、国民の健康を保護するため、平成 4（1992）年に定められた。県内では、平成 13（2001）年 12 月に四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町が窒素酸化物対策地域・粒子状物質対策地域に指定された。
- 注) 6 目標項目：大気環境測定地点（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）、河川（BOD）、海域（COD）

第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

〔政策〕	〔施策〕
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	<ul style="list-style-type: none"> 211 人権が尊重される社会づくり 212 あらゆる分野における女性活躍の推進 213 多文化共生社会づくり
2 学びの充実	<ul style="list-style-type: none"> 221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成 222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成 223 健やかに生きていくための身体の育成 224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進 225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり 226 地域に開かれ信頼される学校づくり 227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実 228 文化と生涯学習の振興
3 希望がかなう少子化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 231 少子化対策を進めるための環境づくり 232 結婚・妊娠・出産の支援 233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実 234 児童虐待の防止と社会的養護の推進
4 スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> 241 競技スポーツの推進 242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進
5 地域の活力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 251 南部地域の活性化 252 東紀州地域の活性化 253 中山間地域・農山漁村の振興 254 移住の促進 255 協創のネットワークづくり 256 市町との連携による地域活性化

政策 II-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

施策 2.1.1 人権が尊重される社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

現状と課題

- 人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。
- 人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根付き、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- 県民一人ひとりが、人権に関する知識や情報を習得し、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえることができるような啓発を行うとともに、より多くの県民の皆さんに参加してもらう必要があります。
- 子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動ができる力を身につけられるよう教育を進める必要があります。
- 人権相談の内容が多様化・複雑化していることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。
- 新たな人権課題について認識を深め、社会の動向を注視しながら、課題に対応していく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民が個性や能力を発揮して、自由に生き方を選択し、いきいきと活動できる社会を実現するためには、互いの人格や個性を認め、「存在」を尊重できる人権意識を定着させる必要があります。そのため、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体、行政等が連携して人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいけるよう環境づくりを進めます。

取組方向

- 県民の皆さんの人権意識を把握し、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進するとともに、さまざまな主体の活動を支援するなど、人権が尊重されるまちづくりを推進します。
- 国や企業、NPO等の団体等さまざまな主体と連携し、多様な手段や機会を活用して効果的な人権啓発活動を推進するとともに、教育活動全体を通じた人権教育を行うことにより、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。
- 県民の皆さんからの人権に関する相談に適切に対応できるように、各相談機関の相談員の資質向上に取り組むとともに、相談機関相互の連携を強化し、身近で気軽に相談できる支援体制の整備に取り組みます。
- 同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者等の人権に関する課題の解決に向けて取り組むとともに、近年顕在化している性的マイノリティの人びと等の人権課題について、社会の動向等を的確にとらえ、対応を進めていきます。

主担当部局：環境生活部

平成31年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権尊重の視点に立ったまちづくりが進んでいます。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	(調査中)	(検討中)	みえ県民意識調査で、県民一人ひとりの 人権が尊重されている社会になっている と「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
主な取組内容 (基本事業)		県の活動指標	
目標項目	現状値	目標値	
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進 (主担当：環境生活部人権課) 住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体の人権尊重の視点をベースにした活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	35 団体 (26年度)	35 団体
【目標項目の説明】 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施した団体数			
21102 人権啓発の推進 (主担当：環境生活部人権課) 多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、県民の人権に関する理解の促進を図るとともに、あらゆる人権課題について、自分の問題としてとらえてもらえるような効果的な啓発に取り組みます。また、地域の実情に応じた人権啓発活動を担う人材の養成に取り組みます。	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度	97.0%	100%
【目標項目の説明】 人権イベント・講座等の参加者へのアンケートにおいて、当該イベント等によって「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合			
21103 人権教育の推進 (主担当：教育委員会人権教育課) 教育活動全体を通じた人権教育が行われるよう、子どもたちの発達段階に応じたカリキュラムの作成の支援等を行い、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	65.5% (26年度)	100%
【目標項目の説明】 子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校および県立学校の割合			
21104 人権擁護の推進 (主担当：環境生活部人権課) 人権に関わる相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを広げて、連携を強化します。 また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、インターネットの適正利用について啓発を進めます。	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度	95.6%	100%
【目標項目の説明】 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケートにおいて、「人権に関する知識の習得・相談対応力の向上につながった」と回答した受講者の割合			

政策 II-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

施策 2.1.2 あらゆる分野における女性活躍の推進

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参画し、共に責任を担い活躍しています。

現状と課題

- 人口が減少する中で社会が成長し豊かさを維持していくためには、県民一人ひとりが性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を築いていくことが極めて重要です。しかしながら、政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできたものの、指導的地位に占める女性の割合は少なく未だ不十分です。そのため、政策・方針決定過程への一層積極的な女性の参画が必要です。
- 地域活動等における女性の参画についても徐々に進んできましたが、いまだ不十分な状況であり、固定的な性別役割分担意識が根強く残っているなどの状況もあることから、市町等と連携して、男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。
- 職業生活等における女性の参画については、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが求められています。また、男性の家事や育児等への参画意識を高め、長時間労働を前提としない働き方の構築等、女性が活躍できる環境づくりを行っていく必要があります。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)^{注1}等の相談件数が高止まりの傾向にあることなどから、DVや性暴力・性犯罪を防止するための啓発や被害者支援の一層の推進が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

あらゆる分野における女性の活躍は、社会システムをより豊かに変革し、女性だけでなく男性にとっても、各々の個性と能力を発揮し活躍できる社会づくりにつながります。そのため、新たに女性活躍の視点を加え、企業や団体、関係機関や市町と連携し、参画をベースとした活躍をめざし取組を進めていきます。

取組方向

- 県民の皆さんや関係機関と連携しながら、政策・方針決定過程への女性の参画を一層進めるとともに、市町や企業・団体等にも働きかけを行います。また、県の事業において、男女共同参画の視点を取り入れた展開を図ることができるよう全庁的に取り組みます。
- 「三重県男女共同参画センター」による学習機会の提供や多様なメディアを活用した啓発等を通じ、男女共同参画意識の一層の普及を進めるとともに、市町等と協働し、地域活動等における女性のさらなる参画と活躍が進むよう支援します。
- 職業生活等において女性が活躍するための男性の意識改革や長時間労働の是正等働き方の改革に取り組むとともに、企業等における女性の職域拡大や活躍できる環境整備が進むよう働きかけや支援を行います。
- DVによる被害の防止対策については、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、特に若年層に対する啓発を強化するとともに、性暴力・性犯罪を含めたDV被害者等に対する相談・保護・自立支援等の取組を進めます。

主担当部局：環境生活部

平成31年度末での到達目標

行政や企業、各種団体等において、政策や方針の決定過程への女性の参画が拡大しているとともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくりが進められています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	(調査中)	(検討中)	みえ県民意識調査で、あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
主な取組内容 (基本事業)			県の活動指標
目標項目	現状値	目標値	
21201 政策・方針決定過程への女性の参画 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し責任を担う社会づくりを進めるため、県および市町の審議会等における女性委員の占める割合の増加に取り組みます。	県・市町の審議会等における女性委員の割合	25.8% (26年度)	29.4%
【目標項目の説明】 地方自治法（第202条の3）に基づき県および市町が設置する審議会等における女性委員の総委員数に対する割合			
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 「三重県男女共同参画センター」が行うさまざまな講座やフォーラム、情報誌の発行などを通じ、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。	男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度	新規参加者数 292人 満足度 94.0% (26年度)	新規参加者数 370人 満足度 100%
【目標項目の説明】 「三重県男女共同参画センター」が開催する講座やセミナー等における新規参加者の数および満足度			
21203 職業生活等における女性活躍の推進 (主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課) 女性が、職業生活等において能力を発揮できる環境づくりに取り組み、女性の活躍を推進します。	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）	14団体 (26年度)	303団体
【目標項目の説明】 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画を策定した企業・団体または女性の大活躍推進三重県民会議における「取組宣言」を行った企業・団体数			
21204 性別に基づく暴力等への取組 (主担当：環境生活部交通安全・消費生活課) DVや性暴力・性犯罪を許さないという意識の浸透を図るとともに、相談や被害者の保護・支援体制の充実を図ります。	性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	—	49団体
【目標項目の説明】 性犯罪・性暴力の被害者支援事業をテーマとして盛り込んだ研修会等を実施した団体数			

注) 1 ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あたった者からの体に対する暴力等をいう。

政策 II-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

施策 2.1.3 多文化共生社会づくり

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会と一緒に築いています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、41,251人（平成26(2014)年末）と県人口の約2.22%を占め、外国人比率は全国第3位となっています。外国人住民等は、地域の経済を支える大きな力となっているものの、言葉の壁や文化の違いなどから地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民等の地域社会への参画が進んでいません。
- 県内の外国人住民は定住傾向にあることから、教育、防災、医療等さまざまな生活場面で新たな課題が出始めています。また、日本語の理解度や経済的理由等から、外国人住民等の間にもさまざまな格差が生じています。
- 県内の市町においては、外国人住民数や外国人住民の在留資格の違いなどにより、取組に差があります。
- 三重県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国1位であり、多言語化が進んでいることから、外国人児童生徒の日本語習得を支援していく必要があります。
- 「日本再興戦略」では、「外国人材の活用」として、高度外国人材の受入れ促進のための取組強化などに取り組むこととしており、今後は、さまざまな国の多様な職種の外国人が日本（三重県）で生活することが見込まれます。

新しい豊かさ・協創の視点

地域社会における人口減少が懸念されるなか、外国人住民等が地域社会の担い手となることが期待されます。外国人住民等に多様な情報を発信することや、日本人住民と外国人住民相互の理解を促進する機会を提供することで、高い目標に向けてチャレンジする環境づくりを進めます。

また、外国人住民等が将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができるよう外国人住民等の生活支援に引き続き取り組みます。

取組方向

- 外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画することができるよう、必要な情報を提供します。また、日本人住民と外国人住民を対象に、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供します。
- 外国人住民等が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らすことができるよう、外国人住民等の抱える日常生活におけるさまざまな課題の解決に向けた支援に引き続き取り組みます。
- 市町の先進的な事例を他の市町へ展開するなど、市町との連携強化に取り組みます。
- 外国人児童生徒がどの地域、どの学校に通っても、学力を高め、社会的に自立ができるよう、学校・家庭・地域が連携し、外国人児童生徒の学びを支える体制づくりに取り組みます。

主担当部局：環境生活部

平成31年度末での到達目標

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりを進めます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
多文化共生の社会になると感じる県民の割合	(調査中)	(検討中)	みえ県民意識調査で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合

主な取組内容

(基本事業)

21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援
(主担当：環境生活部多文化共生課)

多文化共生に係る啓発を進めるほか、外国人住民等が地域づくりに積極的に参画することができる仕組みの構築に取り組みます。

また、県内市町の取組もふまえ、外国人住民等に対する生活の支援に取り組みます。

県の活動指標

目標項目 現状値 目標値

多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	(調査中)	(検討中)
--------------------------	-------	-------

【目標項目の説明】

多文化共生の社会づくりのために実施する、セミナー、研修会等の参加者へのアンケートにおいて、「研修内容を理解できた」、「今後の活動に生かせる」と回答した参加者の割合

医療通訳者が常勤している医療機関の数(累計)	6 機関	10 機関
------------------------	------	-------

【目標項目の説明】

医療通訳者が常勤している県内の医療機関の数

21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援
(主担当：教育委員会小中学校教育課)

外国人児童生徒に対する教育の充実を図るために、受入体制の整備の支援を行うほか、日本語指導、適応指導の充実等を図ります。また、就学の案内・相談や進路選択の取組の支援に取り組みます。

日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	—	100%
--	---	------

【目標項目の説明】

日本語指導を必要とする中学3年生の外国人生徒全員のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合